

令和 8 年

# 厚生委員会会議録

と き 令和8年2月24日

品川区議会

令和8年 品川区議会厚生委員会

日 時 令和8年2月24日(火) 午前10時00分～午後4時01分

場 所 品川区議会 議会棟6階 第2委員会室

出席委員	委員長 田中たけし	副委員長 えのした正人
	委員 渡辺ゆういち	委員 大倉たかひろ
	委員 あくつ広王	委員 鈴木ひろ子
	委員 吉田ゆみこ	委員 やなぎさわ聡

出席説明員	新井副区長	寺嶋福祉部長
	東野参事 (福祉部福祉計画課長事務取扱)	佐藤障害者施策推進課長
	松山障害者支援課長	菅野高齢者福祉課長
	樫村高齢者地域支援課長	豊嶋生活福祉課長 (生活支援臨時給付金担当課長兼務)
	阿部健康推進部長 (品川区保健所長兼務)	高山健康推進部次長 (品川区保健所次長兼務) (地域医療連携課長事務取扱)
	勝亦健康課長	赤木生活衛生課長
	五十嵐参事 (健康推進部保健予防課長事務取扱)	石橋品川保健センター所長
	福地大井保健センター所長	飛田荏原保健センター所長
	山下国保医療年金課長	

○田中委員長

それでは、ただいまから厚生委員会を開会いたします。

本日はお手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査およびその他を予定しております。

本日も、効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

本日は1名の傍聴の申請がございますので、ご案内いたします。

また、皆様にお知らせですが、先日2月20日に委員長会が行われました。その際、議長から、委員会の質疑のレベルアップという視点からご指摘がありましたことをお伝えいたします。まずは委員会質疑に、前提はこれまでどおり委員の皆様を活発なご発言、これをしていただいた上での話ではありますが、重複をなるべくしないようにということと、あと議題になっている内容の本筋からそれないような視点での議論をお願いしたいというご依頼がございましたので、皆様にお伝えをさせていただきます。

それを受けまして、私としては、大前提は皆様の自由闊達なご議論、ご質疑をお願いしたいと思えますが、議長からのお話の趣旨に沿った形で、引き続きしっかりと委員会運営を行ってまいりますので、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

---

1 議案審査

- (1) 第24号議案 品川区立地域密着型多機能ホームおよび品川区立認知症高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例
- (2) 第25号議案 品川区立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例
- (3) 第26号議案 品川区立知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例
- (4) 第27号議案 品川区立大原児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

○田中委員長

それでは、予定表1の議案審査を行います。本日の議案審査(1)から(7)につきましては、効率的な委員会運営を図るため、関連のあるものにつきましては一括して説明を受けた上で質疑を行い、審議を進めていただきたいと思いますと考えております。

初めに、(1)第24号議案、品川区立地域密着型多機能ホームおよび品川区立認知症高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例、(2)第25号議案、品川区立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例、(3)第26号議案、品川区立知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例、(4)第27号議案、品川区立大原児童発達支援センター条例の一部を改正する条例の4議案を議題に供します。

これら4議案につきましては関連する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○東野福祉計画課長

それでは、第24号議案、品川区立地域密着型多機能ホームおよび品川区立認知症高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例、第25号議案、品川区立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例、第26号議案、品川区立知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例、第27号議案、品川区立大原児童発達支援センター条例の一部を改正する条例につきまして、一括してご説明申し上げます。

資料をご覧ください。まず、1、改正の理由でございます。同議案に係る小山台二丁目の敷地におき

ましては、都有地および国有地の活用に当たりまして、財務省小山台住宅等跡地利用方針に基づき、区が必要な用地を取得し、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、防災備蓄倉庫の整備を進めてまいりました。本議案につきましては、建設工事等の竣工後の各施設の開設に当たり、施設名称、所在地、提供するサービスの追記など、所要の条例改正を行うものでございます。なお、品川区立大原児童発達支援センター条例につきましては、単独の施設条例から複数の児童発達支援センターを包括する名称に改正を行うものでございます。また、品川区立大原児童発達支援センター条例および品川区立知的障害者福祉施設条例につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法の改正に伴いまして、条項の移動が生じたことから、併せて関係条例の規定整備を行うものでございます。

2、改正内容です。別添の各条例の改正案、新旧対照表を併せてご覧ください。開設する施設は3棟ございまして、各所在地は(2)に記載のとおりでございます。北側から、施設1、施設2、施設3となっております。北側の施設1の名称は品川区立小山台地域密着型多機能ホームで、実施する事業、新旧対照表におきましては、提供するサービスと記載しております。実施する事業は、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護でございます。中央の施設2の名称は品川区立小山台特別養護老人ホームで、実施する事業は、定員77人の特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、こちらは定員11名でございます。防災拠点型地域交流スペースの運営でございます。南側の施設3、1階の知的障害者福祉施設の名称は品川区立小山台福祉園で、実施事業は生活介護と就労継続支援B型です。2階の児童発達支援センターの名称は品川区立小山台児童発達支援センターで、実施事業は児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援事業、特定相談支援事業でございます。3階には防災備蓄倉庫が入ります。各施設におきましては3階建てで、施設の構成は(4)の図のとおりでございます。

3、施設運営につきましては、指定管理者制度により公募で選定された事業者が任命をいたします。施設1と2の高齢者福祉施設につきましては、都の補助金申請等から前倒しで、指定管理者候補者予定者として社会福祉法人こうほうえんが選定されております。令和9年度には改めて非公募にて選定を行い、指定管理者を決定する予定でございます。また、施設3の1階および2階部分の障害者福祉施設につきましては、条例改正後、指定管理者を公募いたします。なお、防災備蓄倉庫の管理におきましては、区が行います。

飛んで5、改正条例の施行期日は令和10年4月1日で、規定整備については公布の日からといたします。なお、各施設の利用について必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができるものといたします。

最後に、7、現在お示しできる今後のスケジュールです。令和8年4月以降に障害者福祉施設の指定管理者の公募を行い、同年の第3回または第4回区議会定例会で指定議決を付議します。高齢者福祉施設につきましては、令和9年5月に非公募により指定管理者を選定し、同年の第3回区議会定例会で指定議決を付議いたします。令和9年12月に各施設の工事が竣工し、開設準備を行った後、令和10年4月に各施設が開設となります。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○田中委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

### ○鈴木委員

今回の条例は、小山台住宅跡の高齢者施設と障害者施設の設置条例ということになると思うのですが、9月のときに厚生委員会で、開設時期が若干遅れるということでご報告いただいて、そのときに様々、各事業ごとの定員数などはそのときの資料でもお示しいただいたのですが、その中で、児童発達支援センターが20名ということなのですが、この中には児童発達支援と放課後等デイサービスがあると思うのですが、それぞれ定員というものは20名ということでもいいのか、その具体的な定員数を教えていただきたいと思います。

それから総事業費と補助金の額というものが、それぞれ分かったら教えていただきたいのですが、かなり資材の高騰だったり、人件費の高騰だったりなどで、もう本当に前に比べたらすごく建設費用というものも増えているのではないかなと思うのです。例えば施設2のところの特別養護老人ホームの77床とショートステイ11床で88床ということですが、ここの総事業費と補助金などが分かったら教えていただきたいということと、また施設1、施設2、施設3というようなことでありますが、この施設ごとに、もし建設費と補助金に分かったら教えていただけたらと思います。

### ○田中委員長

定員に関してはあれですが、補助金等は予算質疑ではないのですが、分かる範囲でお願いしたいと思います。

### ○佐藤障害者施策推進課長

私からは児童発達支援センターの定員20名のところのご質問についてお答えいたします。

こちらは児童発達支援センター20名というところで、今おっしゃっていただいた児童発達支援、それから放課後等デイサービス、合わせて20名というところを予定しておりまして、その内訳に関しては、今後、調整して決めますというところになります。

### ○東野福祉計画課長

総事業費、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、それから防災備蓄倉庫も含みまして、それから土地も取得しておりますので、それらを含みますと、工事費、設計費、用地取得費を含んで、全部で約138億2,000万円ほどになります。それから、高齢者福祉施設のほうの工事費につきましては、56億6,151万3,000円となります。

それから補助金ですが、それぞれ認知症高齢者グループホーム、地域密着型多機能ホーム、それから特別養護老人ホーム、それぞれにありまして、それぞれの金額のほうを申し上げさせていただきます。認知症高齢者グループホームの補助金が2億1,704万4,000円、地域密着型多機能ホームのほうが1億116万8,000円、特別養護老人ホームが14億4,955万7,000円、高齢者福祉施設に関するものを合計すると、17億6,776万9,000円ほどとなります。

### ○鈴木委員

ありがとうございます。高齢者施設の56億円というものは、特別養護老人ホームから、認知症高齢者グループホームから、地域密着型多機能ホーム、全部合わせた、大体施設1と施設2を合わせたものが56億円ということになるのでしょうか。そのうちの特別養護老人ホームの定員88%のところでの総事業費などというものはなかなか出るの難しいのか、その辺のところが多分分かたらお願いします。

### ○田中委員長

本筋を踏まえた上でご質疑をお願いします。

### ○東野福祉計画課長

こちらにつきましては、施設1、施設2、高齢者福祉施設に係るものとしての合計となっておりますので、それぞれにつきましては、ちょっと手元にはありません。

**○鈴木委員**

分かりました。結構です。

**○田中委員長**

ほかにごございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず第24号議案、品川区立地域密着型多機能ホームおよび品川区立認知症高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

**○えのした副委員長**

賛成します。

**○大倉委員**

賛成です。

**○あくつ委員**

賛成いたします。

**○鈴木委員**

賛成です。

**○吉田委員**

賛成いたします。

**○やなぎさわ委員**

賛成です。

**○田中委員長**

それでは、これより、第24号議案、品川区立地域密着型多機能ホームおよび品川区立認知症高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田中委員長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第25号議案、品川区立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

**○えのした副委員長**

賛成します。

**○大倉委員**

賛成です。

**○あくつ委員**

賛成します。

○鈴木委員

賛成です。

○吉田委員

賛成いたします。

○やなぎさわ委員

賛成です。

○田中委員長

それでは、これより、第25号議案、品川区立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第26号議案、品川区立知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○えのした副委員長

賛成します。

○大倉委員

賛成です。

○あくつ委員

賛成いたします。

○鈴木委員

賛成です。

○吉田委員

賛成いたします。

○やなぎさわ委員

賛成です。

○田中委員長

それでは、これより、第26号議案、品川区立知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

最後に、第27号議案、品川区立大原児童発達支援センター条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

**○えのした副委員長**

賛成します。

**○大倉委員**

賛成です。

**○あくつ委員**

賛成いたします。

**○鈴木委員**

賛成です。

**○吉田委員**

賛成します。

**○やなぎさわ委員**

賛成です。

**○田中委員長**

それでは、これより、第27号議案、品川区立大原児童発達支援センター条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田中委員長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

---

(5) 第28号議案 品川区立心身障害者福祉会館条例の一部を改正する条例

(6) 第29号議案 品川区立障害児者総合支援施設条例の一部を改正する条例

(7) 第30号議案 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

**○田中委員長**

次に、(5)第28号議案、品川区立心身障害者福祉会館条例の一部を改正する条例、(6)第29号議案、品川区立障害児者総合支援施設条例の一部を改正する条例、(7)第30号議案、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の3議案を議題に供します。

これら3議案につきましては関連する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

**○松山障害者支援課長**

それでは、第28号議案、品川区立心身障害者福祉会館条例の一部を改正する条例、第29号議案、品川区立障害児者総合支援施設条例の一部を改正する条例、第30号議案、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、一括してご説明申し上げます。

1、改正の理由でございます。障害者総合支援法が改正され、新たな障害福祉サービスとして、就労選択支援が創設されました。改正に伴い、条項の移動が生じたこと等から、関係する条例の規定整備を行うものでございます。併せて、児童福祉法の改正に伴い、条項の移動が生じたことから、関係条例の規定整備を行うものでございます。

2、改正する条例は5つございます。（1）品川区立心身障害者福祉会館条例、（2）品川区立障害児者総合支援施設条例、第30号議案は、（3）品川区立知的障害者グループホーム条例、（4）品川介護福祉専門学校修学資金貸付条例、（5）品川区立発達障害者支援施設条例でございます。

3、施行期日は公布の日からといたします。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○田中委員長

ご説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

#### ○鈴木委員

これは総合支援法と児童福祉法の改定による条ずれの整備ということだと思っておりますけれども、この中に総合支援法に就労選択支援が創設されたということも書かれているのですが、この就労選択支援が創設された背景と、具体的にどう変わるのか、このサービスの対象や支援の中身についてお聞かせいただきたいと思っております。

#### ○松山障害者支援課長

就労選択支援についてのお尋ねでございます。就労選択支援は、障害者の方ご本人が就労先や働き方についてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用いたしまして、希望、就労能力、適性等に合った選択を支援するサービスで、令和7年10月から始まりました。これまでも区内の事業所が、就労移行支援の中で就労アセスメントを行っていた背景がございます。そのアセスメントを標準化・特化したサービスとして、就労選択支援というものが始まったということでございます。対象者は、新たに就労系障害福祉サービスを利用意向がある方となっております。就労継続支援B型については令和7年の10月以降から、A型については令和9年の4月以降からと段階的に設定されております。

内容についてですが、作業場面を活用したアセスメント、アセスメントシートの作成、多機関連携によるケース会議、事業者調整となっております。

#### ○鈴木委員

区内でこの就労選択支援の登録事業者というのがあるのかどうなのかということと、厚生労働省の就労選択支援実施マニュアルというものをちょっと見たのですが、ここにはその対象としては、就労選択支援の対象は、就労移行支援または就労継続支援を利用する意向の者および利用している者というようなことであつたのですが、そして新たに就労継続支援B型を利用する意向のある場合は、就労選択支援をあらかじめ利用することになるということであつたのですが、品川区でもそのようなことになるのか、また、就労選択支援の事業所というものを、今後品川区としては、何というのですか、増やしていくという計画というか、そのようなものがあるのかどうなのかについてもお聞かせ

いただけたらと思います。

#### ○松山障害者支援課長

就労選択支援の事業所についてのお尋ねです。区内では、社会福祉法人げんきが東京都から指定を受けております。国の就労選択支援のマニュアルのとおりに進める予定でございます。

また、今後の方向性については、地域自立支援協議会就労支援部会で講師を招いて就労選択支援について研修を行いましたので、区内の事業所、ニーズに応じて対応できるところが指定を受けていただければと思っております。

#### ○鈴木委員

分かりました。結構です。

#### ○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

#### ○吉田委員

この制度自体は非常に、やはりこのような就労のミスマッチというものは現に起きているというように聞いているので、このようなことがされるのはいいのです。そして事業者も決まったということなのですけれども、それに伴ういろいろな人員のことなどは今後ということなののでしょうか。本当にこの、いや研修は受けたということで当然だと思うのですけれども、やはりそれだけでスムーズにいくようだったら、今までの就労支援でも十分きちんとマッチングはされていたと思いますし、できているのではないかなと思います。課題があるからこのような制度ができて事業が進んでいくということなのですが、その辺の整備はこの制度ができたからすぐに整備できるものではないと思うのです。その辺についての今後の、段々スキルアップなど、そのようなことは併せて考えておくべきだと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

#### ○松山障害者支援課長

就労選択支援について、今後についてお尋ねでございます。人員配置につきましては、社会福祉法人げんきは就労移行支援事業者と兼務となっております。期間としては、1か月間のサービス提供というところでございます。

就労アセスメントにつきましては、これまでは統一されている手法ではなかったということで、今回国のほうで統一して養成研修を行い、その上で特化したサービスとして切り出したというところでございます。今後もニーズに合わせて対応してまいります。

#### ○吉田委員

どこまで言ってしまっているのか、少し迷うところなのですが、この法人、結構人員など大変だというようには、そして割といろいろなことを受託、受託でいいのかな、受託しておられますよね。その中でまた新たな事業ということで、私はこの事業は非常に重要だと思うのですけれども、何と申しますか、スキルの問題もあるし、やはり人員体制の充実させる必要もあると思うのです。その辺について、今後ということだと思いますけれども、区としての支援というか、そのようなものも必要だと思うのですが、その辺については具体的にはどのように進められるのか教えていただければと思います。

#### ○松山障害者支援課長

事業者支援についてでございます。就労選択支援は委託ではなく、民間事業者として指定を取っているものでございます。したがって、区としましては、地域自立支援協議会就労支援部会などの課題検討、協議を含めて、その中で対応してまいりたいと思っております。

**○吉田委員**

分かりました。それぞれの事業者が取るものということですが、でも私としては、やはりこれ非常に重要な事業かなと思います。お仕事のミスマッチというものは、個別的に、きちんと相談支援も受けているのだけれども、やはり現実としてそのようなミスマッチが起きてしまっているということは伺いますし、この事業者としても新たなスキルが必要になるということなので、それぞれの事業者がやることといっても、ぜひ今後、区としても適切な支援は考えていただければと思います。

**○田中委員長**

ほかにご発言ありますでしょうか。

**○やなぎさわ委員**

非常にこういった制度、いい制度だと思うのですが、ちょっと確認なのですが、この就労選択支援を利用される方には自己負担が発生するのか、もし発生するなら費用はどれぐらいなのかということが分かれば教えていただきたいと思います。

**○松山障害者支援課長**

費用負担についてのお尋ねでございます。就労選択支援サービスは総合支援法のサービスでございますので、利用者負担は1割となっております。

**○やなぎさわ委員**

確認ですけれども、収入があれば1割ということによろしいですか。

**○松山障害者支援課長**

障害者総合支援法は国の全体のサービスでございますので、収入に応じてということになります。

**○田中委員長**

ほかにご発言ありますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず第28号議案、品川区立心身障害者福祉会館条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

**○えのした副委員長**

賛成します。

**○大倉委員**

賛成です。

**○あくつ委員**

賛成いたします。

**○鈴木委員**

賛成です。

**○吉田委員**

賛成いたします。

**○やなぎさわ委員**

賛成です。

**○田中委員長**

それでは、これより、第28号議案、品川区立心身障害者福祉会館条例の一部を改正する条例を採決

いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田中委員長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第29号議案、品川区立障害児者総合支援施設条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

**○えのした副委員長**

賛成します。

**○大倉委員**

賛成です。

**○あくつ委員**

賛成します。

**○鈴木委員**

賛成です。

**○吉田委員**

賛成します。

**○やなぎさわ委員**

賛成します。

**○田中委員長**

それでは、これより、第29号議案、品川区立障害児者総合支援施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田中委員長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

最後に、第30号議案、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

**○えのした副委員長**

賛成します。

**○大倉委員**

賛成です。

**○あくつ委員**

賛成いたします。

○鈴木委員

賛成です。

○吉田委員

賛成します。

○やなぎさわ委員

賛成です。

○田中委員長

それでは、これより、第30号議案、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

---

(8) 第31号議案 品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例

○田中委員長

次に、(8)第31号議案、品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○菅野高齢者福祉課長

それでは、私から、第31号議案、品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

1、改正の理由です。令和7年度税制改正における給与所得控除の最低保障額の引き上げに伴い、介護保険料については住民税の課税状況や合計所得金額等に基づき決定しているため、保険料段階が下がる方が一定数生じます。一方、介護保険は、保険者である区市町村が3年を1期とする介護保険事業計画を定めています。そのため、保険者が想定しない保険料収入不足を防ぐ観点から、条例の改正を行うものです。

2、改正の概要です。令和8年度に限り、令和7年度税制改正の影響を遮断し、従前の給与所得控除額と同額に調整して、介護保険料段階を計算する特例措置を定めます。

裏面のほう、電子では2ページのほうご覧いただければと思います。改正内容の具体的事例を挙げましたので、ご覧いただければと思います。1つ目が、合計所得金額の算定方法に係る特例です。年金収入金額が228万円、給与収入金額が60万円の単身世帯の方の場合、税制改正の影響を反映させた令和8年度区民税における合計所得金額を取ると、介護保険料は第7段階になるところですが、今回の特例措置により介護保険料が第8段階となります。続いて、2つ目の課税・非課税の判定の特例のところ。年金収入金額0円、給与収入金額101万円の単身世帯の方の場合、令和8年度区民税は非課税となりますが、介護保険料は課税者として扱い、第7段階となります。

3、施行期日ですが、令和8年4月1日としております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

#### ○田中委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

#### ○鈴木委員

今回の税制改正で、所得税や住民税などが非課税になったり、減額になったりというようなことになるわけですが、その影響を介護保険の場合は遮断するというので、影響を受けない。だから、それに連動して下げないというのが今回のこの条例だと思います。今回の税制改正で住民税の最低保障額が10万円引き上がったことで非課税になると、本来であれば介護保険料も下がるというようなことになるわけですが、非課税に新たになるという人がどれくらいいるのかということが分かったら教えていただけたらと思います。住民税が非課税になるということは税務課のほうで分かるのかなと思うのですが、その新たに非課税になる方のうちの65歳以上というものが介護保険料で非課税になる方なのかと思うのですが、その辺のところ分かたら教えてください。

それから、今回は基礎控除も48万円から104万円ということで大幅に引き上がることになるわけですが、でも介護保険料というものは給与所得控除を引いた合計所得額ということなので、190万円以下の方が影響を受けるということなのですが、今回の給与所得者の中で、税制改正で影響を受ける人というものがトータルで何%くらいいるのかということが分かたら教えていただけたらと思います。

それから、もう一つ、そもそもこれまで非課税になるという方は、年金だけの収入の方というものは、年金控除と非課税限度額と合わせて155万円以下の方は非課税というようなことになると思うのです。年金の方だと。だけれども、給与所得だけでやっているという方は、これまでは55万円プラス45万円の基礎控除ということで100万円だったものが、今回10万円上がっても110万円にしかならないわけですが。そのようなことであると、給与所得控除の人のほうが非課税になる年収というものは低いので、10万円上がったとしても、私はこの給与所得でやっている方の非課税というものは、非課税になって当然の人なのではないかなと思うのです。年金の人のほうが非課税になる年金の年額の総収入というものが多いためですから、そこに若干近づいても、まだ年金の人まではいかないというようなことなので、その人を非課税にして介護保険料を引き下げていくということのほうが平等になるのではないかと気がするので、その辺の考え方についても伺えたらと思います。

#### ○菅野高齢者福祉課長

幾つかご質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

まず前提として、今回の改正なので、税制改正は所得税と住民税の負担調整を目的とするものです。一方、介護保険制度は社会保険制度であって、保険料は給付費を安定的に賄うために設計されておりますので、その辺りのところは税制改正の影響をそのまま介護保険料の所得段階判定に反映させた場合は、想定外に低所得者段階が増加して保険料収入が減少する可能性があるため、今回、国のほうが政令を改正したため、区としても上位法令との整合性を図る必要性があったということは、まずご理解いただければと思います。

そして、新たに非課税となる方の人数および、あとは給与所得控除の方がどのくらいかというご質問がございましたが、こちらにつきましては、国のほうが、今回のこの対象になる方は第1号被保険者の方の約1%ではないかというような推計を取っております。そうしますと、区では大体8万2,000

人の方が65歳以上の方なので、800人ちょっとかなというように、国の推計に当てはめると算出できるわけですが、では具体的にどういった方がという人数を出すということになりますと、給与所得と、例えばそれ以外の所得があったり、あとは課税・非課税についても、ご本人だけではなくて、その世帯の方の課税・非課税というところも影響したりなどしますので、今の現時点では人数は特定できないような状況となっております。ですから、ちょっと細かい数字が出せませんが、国は大体1%ぐらいの方が影響を受けるのではないかという試算を出しているということでご理解いただければと思います。

そして、3点目の年金控除と給与所得控除との関係につきましては、こちらについては税の制度のことですので何とも言えないのですが、その部分も踏まえた上では、今回は3年の介護保険料の計画の中での保険料収入が、それによって影響を受けることを遮断するための条例制定でございます。こちらについては令和8年度限りの措置ということもありますので、その辺りのところ、今後は、整合性を持たせながら介護保険を設定していくことになると思います。ご理解いただければと思います。

#### ○鈴木委員

これを連動させたら介護保険料が減収になるということなのですが、おおよそどれぐらいの減収になるということが想定されるのか、想定されたらちょっと教えていただきたいということと、それから、今回もう予算書が出されていますが、去年の決算でもそうですけれども、介護保険料は3年間の第9期の介護保険料を決めたときに、本来であれば基金を取り崩して、基金はすごく少なくなるという大本の計画だったと思うのですが、逆にすごく増えている、今30億円ぐらいに多分基金がなっている、過去最大に基金が増えているという、そのような状況なのではないかと思うのです。だから、これを反映させたとしても、介護財政が困難になるということは、品川区の場合は本当はないのではないかと思うのですが、その辺りのところの介護財政との関係も伺えたらと思います。

それともう一つ、これは今年度に限った対応ということで、厚生労働省の政令で出されているということなので従わざるを得ないということではあるのですが、来年度からは介護保険料が第10期ということで変わるわけですが、そこに対しての今回の税制改正の影響の反映というものはどのようなことになっていくのかについても伺えたらと思います。

#### ○田中委員長

先ほどのご答弁で、国の基準に合わせれば対象人数800人ですが、所得状況によって違うので人数は把握できないという前提があるので、現状どれだけになるかということも、対象者がはっきりしないので難しいと思います。その上でご発言と、国の、令和10年度以降は、いわゆる介護保険制度の全体的な見直しも当然行われるし、逆に減税措置は単年度の措置でもあるので、その後、当然それを反映した上で、その時々税制情勢に応じた制度が整理されると思いますという前提で。

#### ○菅野高齢者福祉課長

委員長に答えていただいたとおりなのですが、先ほどの減収額につきましては、ちょっと人数が今現時点では確定できないので、減収額についてはちょっとお出しできないというところ、そして第10期以降の部分につきましては、国のほうでは令和8年度限りの措置ということになりますので、それを踏まえた介護保険事業計画を立てて、保険料を設定していくというようなことになると思います。

そして最後の区の介護保険財政との関係なのですが、委員おっしゃるとおり、現在令和7年度末で基金は30億円ぐらいになるだろうというように見込んでおります。そういった中でそういったものを活用すればいいのではないかというようなご提案だと思うのですが、そちらについても国の説明会

等で、やはりこちらの今回の件に関しましては各市町村からもいろいろと問合せが国のほうに寄せられておまして、基金を活用して、例えば上がる方を本来の税制上の区分で抑えられないかというような、いわゆる減免的なことができないかというようなご質問もありましたけれども、そちらについては施行令で定めているため、使ってはいけないというような国からの説明がありましたので、今回の措置は致し方ないのかなというように判断しております。

#### ○鈴木委員

初めに聞いたことでご答弁あったのか、ちょっと聞き逃したのかもしれないのですが、年金よりも給与所得の方のほうが非課税の額というものが低いではないですか。そのようなことからすると、10万円上がって110万円になるということのほうが、年金の人に近づけるというところで公平性にもなるのかなと思うのですが、その点はいかがでしょう。

#### ○菅野高齢者福祉課長

そちらにつきましては、税の部分では確かに今回10万円上がることによって、委員おっしゃるとおりでしたら公平性を保つことになるのかなというところなのですが、今回のこの介護保険料の条例改正につきましては、そういった税の負担の調整とはまた別物で、3年間の介護保険料の見込みの中で、それを影響を受けるわけにはいかないというような措置ですので、そちらはこの令和8年度に関しては連動しないというように理解しております。

#### ○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

#### ○えのした副委員長

賛成します。

#### ○大倉委員

賛成です。

#### ○あくつ委員

賛成です。

#### ○鈴木委員

反対です。厚生労働省が政令で出しているというようなことなので、区独自にやることはなかなか難しいということは分かるのですが、今回本当に手取りを増やすというようなことでの税制改正で、もともと本来であれば非課税になっていていい人や、減額になってもいい、減額になるべき人が減額になってもそれが反映されないという、そのようなことに、今回これ連動させないというような対応をしたわけですが、連動させて、やはりそれに合わせた負担を減らすというようなことにすべきだと思いますので、反対ということでお願いします。

#### ○吉田委員

生活者ネットワークとしても非常にこれ難しいので、議論になったところなのですが、今回は国の制度が変わったということで、もう賛成せざるを得ないだろうということで賛成いたします。

#### ○やなぎさわ委員

反対で。

鈴木委員もお話ししたとおりなのですから、手取りを増やすというような前提で始まっているところで、そぐわないのかなと思いました。反対です。

**○田中委員長**

それでは、これにより第31号議案、品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

**○田中委員長**

賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

---

(9) 第32号議案 品川区立高齢者住宅条例の一部を改正する条例

**○田中委員長**

次に、(9)第32号議案、品川区立高齢者住宅条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

**○榎村高齢者地域支援課長**

それでは、私から、第32号議案、品川区立高齢者住宅条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。資料のほうご参照ください。

1、改正の理由でございますが、区が運営する高齢者住宅10棟のうち、借上型高齢者住宅であるアツミマンションは、令和8年3月31日で賃貸借期間が満了となります。これに伴いまして、家主と契約更新のための事前協議を実施しましたところ、先方より、現在の家賃相場等を踏まえまして、家賃増額のご要望がございました。また、区の実施した家賃市場調査や高齢者住宅の運営継続等を考慮しまして、家賃増額で先方と合意をいたしました。つきましては、家賃変更に伴いまして、条例を改正いたします。

2、改正の概要につきましては、資料に記載のとおりでございます。

3、施行期日は令和8年4月1日です。

4、新旧対照表につきましては、別紙資料のとおりでございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

**○田中委員長**

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

**○鈴木委員**

今回7万2,000円から7万8,000円に、6,000円の値上げということになるのですけれども、その6,000円の値上げの根拠なのですが、これ現在の家賃相場等を踏まえということではここに書かれているのですけれども、具体的にリフォーム代の高騰だったり、修繕費の高騰だったり、いろいろとあるのかなと思えます。その6,000円の値上げの理由というものは、もっと詳しい中身というものがあつたらお聞かせいただけたらと思えます。

それから現在は、この家賃というものが、実際に利用されている方にとっては7万2,000円か

ら3万円ということになってはいますが、生活保護の方は住宅扶助の5万3,700円という規定になっていると思うのです。それ以外の方で、例えば住民税非課税の方というのは、最低額の3万円ということで考えていいのか、それから、実際居住している方の中で減免制度を受けている方の割合というのは、このアツミマンションでどれくらいいるのかということか、または全体でもどれくらいなのかということでもいいのですけれども、減免制度を受けている方の割合というものもお聞かせいただきたいということと、最高額の7万2,000円を払っている方というのは実際にいらっしゃるのか、また、いる場合というのはどれくらいの収入の方になるのか、その最高額は、それぞれの高齢者住宅に合わせていろいろと規定されていますが、最高額を払っている方というものはいらっしゃるのか、いるとしたらどれくらいなのかということもお聞かせいただけたらと思います。

#### ○榎村高齢者地域支援課長

何点かご質問いただきましたので、順番にお答えさせていただきます。

まず、7万2,000円から7万8,000円への増となった根拠といったところでございますけれども、まずは区のほうで実施しております家賃市場調査、これを昨年、令和7年9月に実施しております、こちらのほうで、約8万5,000円ということで調査結果が返ってきているところを踏まえまして、区と、それから家主と協議をいたしまして、この7万8,000円というところで合意をしたといったところが根拠でございます。

それから、現在の居住者への値上げによる影響といったところでございますけれども、現在10名の方お住まいをいただいております、まず金額の考え方なのですが、こちらにつきましては、使用者の前年の所得額に応じて使用料がそれぞれ決まっているものでございます。147万6,000円以下の方が3万円で、147万6,001円以上240万円以下の方が4万円、240万1円以上476万4,000円以下の方が5万5,000円ということで決まっておりますので、非課税の方は当然3万円ということになります。

もう一つありました現在の最高額7万2,000円をお支払いいただいている方がいらっしゃるかと、現在はおりません。

#### ○鈴木委員

高齢者住宅が200人ちょっと分あると思うのですけれども、その中でそれぞれの最高額が決められていますが、最高額を払っている方というものはいらっしゃるのか、最高額の収入というものはどれくらいになるのか、今のところでは最高額の収入が幾らかということはないかと思うのですけれども、最高額の収入の方が幾らかということと、最高額を払っている方というものはいらっしゃるのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

#### ○榎村高齢者地域支援課長

219戸ございますけれども、皆さん減額の適用になっておりますので、減額をせずに最高額をお支払いしている方というものは現在いらっしゃいません。

それに伴いまして、先ほど申し上げたとおり、それぞれの高齢者住宅等によっては違いますけれども、所得に応じて金額決められておりますので、どの方が最高額などということまでは把握をしております。

#### ○鈴木委員

ということは、家主として、何というのですか、維持するということもすごくお金がかかることですので、そのような点では必要などころかなと思うのですけれども、今回6,000円の値上げとなります

が、その居住者の値上げになる方というものはいないということで考えていいのか、その6,000円というものが、区が負担をするということで考えていいのか、その点を確認させてください。

**○榎村高齢者地域支援課長**

まず、この6,000円分の値上げにつきましては区が負担をするといったところでございまして、今の居住者に関しては影響を受ける方がいらっしゃるということになりますが、もし、この減額適用を受けずに居住する方が今後出てくる場合には、当然この6,000円分もお支払いいただくこととなりますので、影響を受ける方がいらっしゃる可能性があるといったところでございます。

**○田中委員長**

ほかにご発言ありますでしょうか。

**○あくつ委員**

ありがとうございます。特に社会情勢等踏まえて、今回の使用料改定というものは全く賛成なのですが、うちの会派で検討したときに、これは確認をしていただきたいという、意見があったので伝えます。ちょっと関連になってしまいますが、当高齢者住宅に関しては、家主が区との関係において少し不安に思っているというようなこともあるということで聞いています。詳しくはちょっと、この条例の改正とは異なるのであまり言いませんけれども、駐輪場がないとか、管理人を置いているけれども日中いないとか、そういったところでの課題があるというように、私どもの会派の議員が関わっているところもありまして、今回の改定については特に問題はないと思うのですが、その辺りについて、ぜひ高齢者住宅自体の管理は、今区ということになっているという認識なのですが、そこについて、当該の住宅の中には家主もお住まいになっているということで、どうしてもクレームが家主のほうに行くというような話もあって、その辺り、ちょっと区との調整というか、家主との調整について、そこはしっかり丁寧にやっていただきたいという、私どもの会派の要望があったので、その辺りについてお考えがあれば教えてください。

**○榎村高齢者地域支援課長**

確かに今回条例改正を行います、このアツミマンションにつきましては、家主の方がこのアツミマンション内のところに居住をされていると。かつ、今は違うのですが、かつては管理人のほうも一緒に勤めていただいていたといったところでございまして、居住者の方からそういったご要望や、いわゆる苦情のようなものが、今でも家主のほうに行ってしまうということは区としても把握しておりますので、引き続きそういったところのないように、丁寧に家主の方、それから管理人の方と区が仲介して運営をしてみたいと考えてございます。

**○田中委員長**

ほかにご発言ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

**○えのした副委員長**

賛成します。

**○大倉委員**

賛成します。

**○あくつ委員**

賛成いたします。

○鈴木委員

賛成です。

○吉田委員

賛成します。

○やなぎさわ委員

賛成です。

○田中委員長

それでは、これより、第32号議案、品川区立高齢者住宅条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

---

(10) 第33号議案 品川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

○田中委員長

次に、(10)第33号議案、品川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○山下国保医療年金課長

それでは、私から、第33号議案、品川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

本案は、地方税法の一部が改正されたことに伴いまして、品川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正し、公示送達の方法について見直しを行うものでございます。資料をご覧いただければと存じます。

1、改正概要ですけれども、公示送達について、現行の掲示方法に加え、公示事項を、インターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置等を取るため、規定を整備いたします。公示送達とは、郵便物が返戻されるなど、住所等が不明でご本人に送達できない場合、送付すべき書類の用紙を一定期間区の掲示板に掲示することで、送達があったものとみなす制度でございます。後期高齢者医療制度では、現在、納入通知書や過誤納金還付通知書などを区の掲示板に掲示する公示送達を用いております。今回の改正によりまして、インターネットを利用して区のホームページより閲覧できる状態に置くとともに、引き続き区の掲示板にも掲示する運用を考えております。

2、施行予定日ですが、記載のとおりでございまして、法の附則において指定する日は、令和8年6月までの間で政令で指定すべきとなっております。

3、新旧対照表は、次ページ以降、別紙添付のとおりでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。ご審査よろしくお願いたします。

○田中委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

#### ○鈴木委員

現状では、掲示板に公示送達をされていると思うのですが、その件数というものは年間何件くらいあるのか、その中身、今還付金とか、過誤納金とか、納入通知、督促ですか、そのようなものごとくに何件くらいあるのかということが分かったら教えていただきたいと思います。

それから、今回インターネットで公示送達というようなことになるという条例ですけれども、その公示送達は何を公表するのか、その名前、住所、公示送達の内容、その辺になるのか、その公表する中身についても教えていただきたいと思います。

あと、これまでは掲示板に公示送達をされていたと思うのですが、それはどれぐらいの期間されていたのか、そのことによって対応されたことというものはあるのか、その点についても伺います。

#### ○山下国保医療年金課長

3点ご質問ございました。後期高齢者医療制度におきましては、先ほど、冒頭申し上げたように、納入通知書や過誤納金還付通知書、あと過誤納金充当通知書、また督促状といったところで、年間で大体30件から40件ほど掲示をしておりました。こちらのほうがインターネットを含めまして掲示をしていく、公示をしていくということになる中で、改正後の地方税法におきましては、先ほどお話あったもののうち、送達を受ける者の氏名、あと送達すべき書類を特定するために必要な情報、あと地方団体の長がその書類を保管し、いつでも送達を受け入れる旨、交付、お渡しできますよということをお伝えする旨、この3点は掲載するというにされておまして、今委員がおっしゃった中では、例えば住所というものはインターネット等でお知らせする内容には含まれておりません。また、これまでは送達すべき書類の名称というような形で改正前は公示をしていた、掲示板に掲示をしていたのですが、その書類の名称を直にご案内するものではなくて、それを特定するのに必要な情報をお示ししていくという形で少し内容が変わってまいりますので、こういったところは、例えば納入の通知が通知書ということで掲示をされるものではなく、その内容が何らか伝わるような形でお示しをしていくということとなっております。

最後にご質問、公示をされている期間ですけれども、内容によりましてちょっと異なるところかと思うのですが、数週間から1か月程度というところで把握をしております。

#### ○鈴木委員

では、今度インターネットに公示送達した場合というものは、その公示の期間というものはどれくらいになるのかということと、インターネットに公示送達する効果というものはどのように考えているのかを伺いたいのですけれども、後期高齢者医療のホームページに公開されるわけですよね。高齢者がその後期高齢者医療のホームページというものをまず見ないのではないかなど。何か私たちもあまり見ることもないという状況の中で、一般の後期高齢者がインターネットでホームページを見るのかなど。後期高齢者が気づくという人がまずいないのではないかなどという思いがするのですが、その辺の効果というものはどう考えているのかということと、それからインターネットに、何というのですか、名前が公開されるわけです。これは世界中の不特定多数の目に触れることになるわけですが、プライバシーの侵害ということに対してはどう考えるのか、その点についても伺いたいです。

#### ○山下国保医療年金課長

電子化された場合の公示の期間というところですが、運用の上では、その措置を開始してか

ら7日間掲載をされますと、公示はされたものとみなすというようになっております。実際に何週間、何か月ホームページのほうに登載をしていくかというところについては、今後関係所管等と検討を進めて、実際に運用を開始してまいりたいと考えてございます。

2点目にございましたデジタル化に伴う効果というところですが、従前はこの広町の庁舎の掲示板に掲示をされていた、紙ベースでのみ掲示されていたものが、デジタル化を進めていく中で、ほかの方にもご覧いただけるような状況になるということですので、その周知の方法が複数になるということでは一定効果があるのかなと考えてございます。今委員のほうからは、そのホームページもなかなかご覧にならないのではないかとということもご指摘ございましたけれども、従前紙のみで行っていたものがホームページでも閲覧できる状況というものはかなり大きく、一歩進むものになるのかなと考えてございます。他方で、デジタル化が進むことでのプライバシーへの配慮というところですが、先ほどご答弁申し上げましたとおり、お名前については掲示をする内容に入っておりますので、お名前についてはお載せしていく形になりますが、その送達する書類の名称は記載をしない。例えば、この人は督促状をもらっている人なのですねということは分からないような形で、プライバシーに配慮した法改正というように受け止めてございますので、そういったところは、区として運用していくに当たっても十分に配慮してまいりたいと考えてございます。

#### ○鈴木委員

そうはいつでも、自分の名前が自分の意思と違うところで不特定多数の目に触れるということになるということなわけです。それで、他の人にも見られるということでの効果というように先ほど言われましたけれども、他の人にも見られるということではプライバシーの問題にもつながっていくというようなことではないかなと思うのです。それから督促状なども送られていくと思うのですが、30件とか、40件とかあった中で督促状の割合というものはどれくらいなのかということ伺いたいということと、督促状のインターネットに公開という形で公示送達されたことで、次に区としての対応というものがどのように進んでいくということになるのか、そこのところをお聞かせいただきたいと思っております。

それから後期高齢者医療では、資格証は発行しなかったと思うのですが、今でもしていないのか、それからあと、後期高齢者医療制度の中でも差押えというものはあるのか、ある場合はその件数についても、どれくらいあるのかということも伺えたらと思っております。

#### ○田中委員長

今回、公示送達に関する質疑ではありますが、分かる範囲でお願いします。

#### ○山下国保医療年金課長

公示送達全体の件数における各項目の通知の件数というものは、ちょっと手元で把握しているものはございません。実際に届かなかったときに都度送達をするということで手続を進めまして、掲示をしておりますので、その内訳云々というところが今ちょっと手元にはない状況ですが、先ほど冒頭から申し上げているような各通知類について、適宜必要に応じて掲示をしているというところでございます。

資格証というようなご質問があったのですが、特に今現在で、資格確認書以外のものでも資格証というものを発行しているというところは記憶にございません。

また、後期高齢者医療制度における差押えという話なのですが、全く行っていないということでご答弁はできないところでありますが、年間に何件あるかといったようなほど、数えられるほどあるということも、わたくしとしては認識をしてございませんで、全くゼロ件ではなかったと思っておりますが、複数件あるような程度ではなかったというように認識してございます。

### ○鈴木委員

後期高齢者は75歳以上なので、本当に病気をたくさん抱えている方もいらっしゃる、命に関わる問題ということで、10割負担の資格証は発行しないということでずっと対応されてきていると思います。それから差押えもないとは言えないけれども、もう本当に複数ということでもないというようなことなので、本当にまれだというようなことなのだと思いますが、そのようなことでは、何というのですか、以前からのそのような高齢者の命を守るというところでの対応がされているというところは確認できてよかったですし、差押えというものは、何件でもぜひやめていただきたいというようなことは、ちょっと要望として述べておきたいと思います。

それから公示送達をしたことによって、何か次に区として進む法的措置などのことも含めて、そのようなことというものがあるのか、その点はいかがでしょうか。公示送達をしたことで、何か区が次に進むというものがあるのかどうか。

### ○山下国保医療年金課長

公示送達後の運用というところにつきましては、現状も、今もちろん運営しているところでございまして、今回条例提案を申し上げているものは、それにインターネットのほうで掲示が加わっていくということですので、公示送達後の効果というところで法的な効果は今の運用とも変わらないところでございます。例えば還付の充当についてご通知差し上げるときに、送達が相手方に届いていないということでは、充当ができますよということをご案内しておりますので、今後は折り返しのご連絡何かしらいただければ充当の手続をご案内することができますし、還付につきましても、還付すべき金額がありますということをご通知申し上げておりますので、ご連絡いただければ還付の手続をご案内するというところで、法的な効果といいますか、運用上はそのように対応してまいります。

### ○鈴木委員

そのようなものは本人にとってもメリットなので、すごくプラスの部分だと思いますけれども、督促など、そのようなところで進むことというものは何かあるのか、その点もお聞かせいただけたらと思います。

### ○田中委員長

いや、ないでしょう。今までの公示送達の事務をそのままやる中で、方法として掲示板で済んでいるものがインターネットでも掲示されるようになったという、そこだけの違いであって。

### ○鈴木委員

それは分かっているのだけれども、だから今までのところでの公示送達の中で、公示送達をすることで督促状を出したことの、その次に何か進むことというものはないのかということだけをちょっと、確認をさせていただきたい。

### ○田中委員長

今までの制度として。

### ○鈴木委員

そう。今までの制度で。インターネットになっても同じでしょう。

### ○山下国保医療年金課長

例えばというところで、今度督促ということ为例示いただきました。督促が届いたという扱いですので、次の手続、例えば催告等に進んでいくということで手続が進むものでございます。

### ○あくつ委員

すみません。今の、もう1回確認なのですけども、今までの公示送達は、区役所の掲示板にその督促なり、過誤納金なり、還付なりの種類もきちんと載って、返納されてきてしまって、一応住所はあって、名前があって、そういったものを貼っていた。今回のインターネットでの公示というものは、種類も掲示しないし、住所も掲示しない、名前を掲示する、このような認識でいいのでしょうか。

#### ○山下国保医療年金課長

分かりづらい説明になりまして申し訳ございませんでした。従前は、送達すべき書類の名称ということで、還付金通知書でしたらそういった形で、今委員からあったように掲示をしていたところです。今回改正をされたところにおきましては、送達すべき書類を特定するために必要な情報という少し回りくどい表現ではあるのですけれども、そのものずばりを書くのではなくて、何かこういったものに類する情報があるのだなということが伝わるような、何か表現をするようにというようなことで定められております。例示をされているところとしましては、書類を送達する根拠法令、何条の何号とか、引用できるようなもの、またはその関係する書類とひもづけられるような記号等をお示しするということで、少し婉曲的にはなるのですけれども、こういった内容が出ていますよということをお伝えできるように努めてまいる考えでございます。

#### ○あくつ委員

ありがとうございました。

もう1点だけ、ちょっと教えてください。今回の新旧の対照表で載っているところの、もともとやっていた事務所での掲示、事務所でのパソコン等での掲示のようなものがあるのですけれども、これはどのようなものなのですか。これを、改正後の法には掲示されていますけれども、いただいた資料には、前から掲示場等での書面の掲示、または事務所に設置したパソコン画面の表示というようになっていて、今回の対照表の中にも、その事務所での掲示ということが書いてあるのですが、それが何を指すのか教えてください。

#### ○山下国保医療年金課長

新旧対照表でもお示しをしております、改正前のほうでは黒字のほうになりますけれども、事務所での掲示というものは掲示板での掲示だけを行っていたものです。今回インターネットのほうでの公表を想定する中では、それプラスアルファというところで、例えば国保医療年金課だったら国保医療年金課の窓口の付近にパソコン等を設置して、そちらでも閲覧できるような形、もしくは掲示板での掲示というようなことで、インターネットの掲示に加えて何らかの措置をもう一つ取ってほしいということどうたわれておりまして、区として現状の運用としましては、掲示板での従前の掲示と併せてインターネットでの掲示ということを考えているものでございます。

#### ○あくつ委員

分かりました。では、パソコン等での掲示はしないということで理解をいたしました。ありがとうございます。

#### ○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

#### ○吉田委員

すみません。先ほども質疑あって、ちょっと聞き漏らしたのかもしれないのですが、効果、見る手段が増えて、だから知る人が増えるということなのでしょうけれども、どうも私には効果があまり、それだったら分かりやすく、だからちょっとうっかりしていたような人は払いやすくなるよねというよう

なものにはならないような気がしていて、具体的に、どこかで効果測定などはされると思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

#### ○山下国保医療年金課長

本件改正につきましては、地方税法の改正ということに基づきまして、税の所管や、私ども国保の所管でいう後期高齢者のほうの条例改正ということで手続をしているところです。効果測定というものを何をもってするのかということとはなかなか難しいところかなと思うのですが、やはり昨今の社会のデジタル化というところに追いつく中で、紙で掲示をしているだけですと、本当にこちらに足を運んでいただかないとご覧いただけないという状況が、インターネットという、ある意味では今もうかなり普遍的になった皆様をご覧いただける情報でその情報に到達でき得るところでは、広く皆さんにお気づきいただける機会になるものと捉えてございますので、効果としては大きくなりますけれども、そのようなところで考えてございます。

#### ○吉田委員

そもそもいろいろなものを払っていない人のところにはいろいろ送られてきますよね。それは我が身に振り返って経験があって、しばらくぶりに両親だけで住んでいたところに行ったら、物すごいいろいろな督促状などいっぱい来ていて、本当にもう分からなくなってしまっているのです。本人も別にきちんと払う気もあったし、お金もあったけれども、もう書類がいっぱい来てしまうから、どれにどう払って対応していいか分からない。私が全部開けて、私もこれほどいっぱいあると分からなくて、適当に、ではこれとこれ、これ払えばいいのだねと言ったら、今度、すみません、いただき過ぎました、返金いたしますので口座を教えてくださいということがあって、非常にご迷惑をかけた経験があって、ですから、その当事者の方に分かりやすくする必要性はすごい実感しているのですけれども、それが、今まで紙で貼っていたものがインターネットに掲載されたからといって、ちょっとそれがどうなるのということはずごく思うのです。何かしなければいけないということで、法律も変わったしということで、これ特に反対ではないのですが、いや、これで本当に効果があるのだろうかということは、我が身の経験からいって、少し難しいのではないかなと思うのですけれども、ちょっと今の実感として、何か見解があれば教えていただきたいと思います。

#### ○田中委員長

答えようがないです。

#### ○吉田委員

答えようがない。やってみなければ分からないということですか。

#### ○山下国保医療年金課長

繰り返しのところになってしまうかもしれないのですけれども、今回、法改正があった趣旨としまして、やはりデジタルでの処理が完結できなかったと。先ほど来申し上げている、区役所の庁舎まで足を運んでいただきませんとその書類の内容の確認ができなかったというところで、デジタル化することでその一部、少しでも一歩踏み出せるのではないかというようなところが発想としてございました。この公示送達の合理化という観点からも、区民の利便性、そして行政側の手続のほうの合理性というところから、双方の点から仕組みとして新たに導入するものですので、ただいま委員がご紹介あった個別具体の事例に全てに100%お応えするということとはなかなか難しいかもしれないのですけれども、一定ご利用いただくことで今後効果が生まれていくよう、適切な運営、運用ということに努めてまいりたいと考えてございます。

#### ○やなぎさわ委員

現時点で年間30件から40件ぐらい、区役所の掲示板に公示送達出しているということですが、実際、何だろう、直接本人から問合せが来るというのは年間どれぐらいの件数なのでしょう。

#### ○山下国保医療年金課長

お問合せいただく件数というご質問ですが、実際にその公示送達を見たということでご連絡いただくということは、必ずしもあるわけございません。いろいろなご照会、お問合せいただく中で手続に進んでまいりますので、その公示送達をもって、何人の方がその状況を把握されたかというところを把握しているものではございません。

#### ○やなぎさわ委員

そうすると、先ほど説明のときには一定の効果があると受け止めているというお話だったと思うのですが、それこそどうやってその効果をはかるかということは非常に難しいかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

#### ○山下国保医療年金課長

先ほど別の委員のご質問にもご答弁申し上げましたとおり、その効果をはかるというところを数値化のような形で可視化することは大変難しいのかなと思ってございますけれども、紙で掲示をしていたものがインターネットでも閲覧できる。今までは1つの方法だったものが2つに、方法として、手段として増えますので、そういったところでは1つ前進をしていくものと捉えてございます。

#### ○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

#### ○えのした副委員長

賛成します。

#### ○大倉委員

賛成です。

#### ○あくつ委員

賛成します。

#### ○鈴木委員

反対です。

本当に後期高齢者のホームページに掲載しても、高齢者が気づくという人がなかなかいないのではないかなど。効果の面でどうかというようなこともありますし、名前を、やはり許可なく誰もが不特定多数の目に触れるというところから、やはりプライバシーの侵害に当たるのではないかと、反対ということです。

#### ○吉田委員

法の改正に伴うものということで、効果はないのではないかなと思いますが、そのようなことであれば、制度ということで賛成をいたします。

#### ○やなぎさわ委員

私は反対でございます。

やはり効果が期待できないということと、氏名が載ってしまうというリスクをてんびんにかけたときに、やはりこの条例は適さないのではないかなと判断しました。反対です。

#### ○田中委員長

それでは、これより、第33号議案、品川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決することにいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

#### ○田中委員長

賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

---

(11) 第48号議案 指定管理者の指定について

#### ○田中委員長

次に、(11)第48号議案、指定管理者の指定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○松山障害者支援課長

それでは、私から、障害者支援課の所管施設、第48号議案の指定管理者の指定につきましてご説明させていただきます。

1、管理を行わせる施設です。名称は品川区立障害児者総合支援施設、所在地は記載のとおりでございます。

2、指定管理者候補者です。社会福祉法人福栄会でございます。代表者、所在地は記載のとおりでございます。

3、指定期間です。令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間です。

4、指定管理者候補者の選定でございます。施設の設置目的や事業内容などに特別な理由がある場合には、公募によらず特定の事業者を選定することができるものとする品川区指定管理者制度の活用に係る基本方針の規定に基づき、公募によらず、現行の指定管理者を指定管理候補者として特定し、選定いたしました。候補者の選定に当たっては、選定委員会を設置し、総合的に審議した上で、当該候補者を指定管理者候補者として選定いたしました。

5、指定管理者候補者の選定までの経緯でございます。別紙報告書をご覧ください。

報告書の4ページのⅢの選定経過についてのとおりでございます。選定予備委員会は令和7年12月2日、選定委員会は12月9日に開催いたしました。

報告書の3ページの下段、5、選定理由でございます。施設に即した具体的な選定基準に基づき、指定管理者としての適格性について総合的に審査し、評価した結果、指定管理者候補者選定委員会において8割を超える得点率となり、全会一致で申請者が指定管理者候補者として適していると認められたためでございます。高い稼働率で各事業を運営できる人員を配置する計画や、個々の能力に合わせたサービス提供が期待できる点、事業を一体的に運営できるよう十分な職員の配置など、利用者が安心して過ごせるよう工夫された人員体制について評価いたしました。また、カフェレストランの実績や子ども食堂等のイベントを通して、地域との関係づくりや理解促進に努める取り組みについて評価いたしました。

さらに、区内において16施設のうち1入所施設、5生活介護、2短期入所の運営実績があるほか、常勤職員の離職率の低さや、財務基盤の面から安定的な運営が期待できることでございます。

資料にお戻りいただきまして、6、今後のスケジュールについてでございます。指定管理者の指定議決をいただいた後、管理運営等に関する協議を行った上で、協定を締結する予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○田中委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

#### ○鈴木委員

報告書の3ページなのですが、ここで選定理由のところに「高い稼働率で各事業を運営できる人員を配置する計画」ということで書かれているのですが、令和6年度のモニタリングの稼働率というのが、児童発達支援が46%でしたし、放課後等デイサービスが58%、日中一時支援51%、生活介護62%、就労継続支援B型が58%というところで、高い稼働率という状況ではないと思ったのですが、今年度、この稼働率というものが上がっているのかちょっと分からないのですが、この稼働率を、高い稼働率というところでどれぐらいまで持っていきたいという目標などがあるのか、また今年度は上がっているのか、その点ちょっと伺いたいと思います。

それから、高い稼働率で運営できる人員体制というところは、具体的にどのような専門職がそれぞれどれぐらいいるのかということと、拡充したものがいいのかという、拡充した職員体制というものがいいのか、その点についてもお聞かせください。

それから、この(4)番のところで辞職率の低さということであるのですが、離職率がどれくらいなのかについてもお聞かせいただけたらと思います。

それから、委託料については、令和6年度は四億八千何百万円という感じだったと思うのですが、約5億円近い額となっていると思うのですが、この委託料というものは同じ程度でいくのか、その点についても、計画が出されているのかと思うのですが、伺えたらと思います。

#### ○松山障害者支援課長

まず高い稼働率というお尋ねでございます。まずは報告書の選定予備委員会の中で議論されたところについて説明を申し上げます。報告書の5ページをご覧ください。こちらでございますけれども、委員の意見の中の(1)要旨の中の2番目の黒丸のところでございますが、事業を前法人から引き継いだ時点より、生活介護の定員が30名から40名、短期入所の定員が6名から12名に増加しているというところで、各事業を稼働できる人員体制を整えるということ、多くのサービスを区民に提供していることを評価いたしましたということでございます。稼働率をどこまで持っていくというよりは、これまでの稼働率、それから定員の拡充に併せまして人員体制を整えてきたというところで、2番目のご質問に併せてお答えを申し上げます。

それから離職率につきましては、正規職員の離職率が9.69%ということで、かなり低い離職率となっております。

それから委託料ですけれども、今おっしゃられたように約5億円となっておりますが、今後の拡充の状態に合わせて、毎年指定管理者との協議ということになります。

#### ○鈴木委員

分かりました。では、定員が拡大された、それに対して人員体制を整えているというところが一番の

評価になったというところだということなのですね。それぞれのところが、もっと稼働率としては上がる、上がってもいいのかなというように思いましたので、伺いました。

それからあと4ページの選定の経過というところで、1のところ、事業者から申請書類や計画書類、それから施設運営計画など、いろいろ実績など出されていると思うのですが、本当はそのような資料も出していただけたら、私たちももっと詳しく中身を見ることができるのではないかと、出していただきたいという要望を出しているところなのですが、そのような計画書などを見る中で、今後に向けた特徴ですとか、ぐるっぼとしてどのようなところを拡充していくとか、そのようなことがあればお聞かせいただけたらと思います。

それから8ページのところで、地域移行にどれぐらいどうなのかというように聞かれているときに、18の方がトライしたということでここでも書かれているのですが、18人がトライして何人が地域移行できたのかという実績という点ではここに書かれていなかったもので、実績があれば何人くらいが地域移行できたのかということをお聞かせいただけたらと思います。

それからあと、ここで8ページの2つ目の黒丸のところで、医療的ケアのショートステイもこれから受け入れていくということで、喀たんや吸引や経管栄養を想定しているということでも書かれているのですが、その委員の意見のところ、医療的ケアへの対応を適切に行う事業計画であることを評価したということでも書かれているのですが、これはショートステイの人員体制のところでは看護師の配置などもされているのか、されているのであればどの程度なのかということについても伺えたらと思います。

#### ○松山障害者支援課長

まず、ぐるっぼとしての今後の提案についてでございます。短期入所では夜勤職員を3人配置し、障害の重度化に対応するとともに安全性に配慮する、医療・保健との連携を基に、重症心身障害児者や医療的ケアを必要とする身体障害者に対して受入体制の準備を進めていくというところでございます。先ほど委員のご質問の中にも医療的ケアのことがありましたけれども、そのような体制を進めていくということで、研修を充実させるというご提案でございました。

それから看護師につきましては、現在も2名看護師おりますけれども、夜勤については今は配置されておりません。ただ、医療的な体制を充実させる上での看護師配置は欠かせないと思っておりますので、またそのときに、事例に合わせて考えていきたいと思っております。

それから地域移行の実績なのですが、18の方がトライしたということですが、まだ途中段階でありまして、実際にご希望の地域移行というところにはまだ結果には結びついておりませんが、今努力している最中でございます。

#### ○鈴木委員

あともう一つ、8ページの上から3つ目の、日中一時支援の定員の拡大に伴う送迎対応は個別送迎を行う予定であるということでも書かれているのですが、これは、何というのですか、ポイント送迎などではなくて、その人一人ひとりに合わせて、ドア・ツー・ドアというか、そのところでの送迎ということで確認させていただいていいのか、ちょっとその点お願いします。

#### ○松山障害者支援課長

日中一時支援の送迎についてでございます。現在も個別送迎を行っております、日中一時支援の家族懇談会での施設長の例を出した発言から、不安になられた方がいらっしゃるけれども、現実的には個別送迎を行っているということでございます。その確認をさせていただいたものでございます。

**○鈴木委員**

分かりました。結構です。

**○田中委員長**

ほかにご発言ありますでしょうか。

**○吉田委員**

なかなか現実、実現しないのですけれども、財務についてのモニタリングというものはいつも、当然のことながら財務についてはしっかりモニタリングしてくださっていると思うのですが、やはりずっと私としてというか、生活者ネットワークとして要望を出しているものが、毎回でなくても、社会保険労務士を入れての労務についてのモニタリングということ、やはり働く人の立場でいうと、どうしても必要になってくるのではないかなと思うのですけれども、今回それができなかったというか、どこかでやってほしいのですが、必要がないということなのか、なかなか予算の問題など、そのようなことで難しいのか、教えていただければと思います。

**○松山障害者支援課長**

指定管理制度の中で、労働環境チェックは3年目に実施しております。

**○吉田委員**

社会保険労務士を入れてのチェックという理解でよろしいでしょうかということが1つと、それから、なぜこれをしつこく言うかということについては、ご利用者のご要望が多いということは大変承知しております。必要だろうと思うのですけれども、一方で、やはりこの社会状況の中で、送迎をするための運転手の確保など、そのようなことも難しいということはちょっと漏れ承るところで、そのような人員の確保などになると、先ほどのお金の話になりますが、やはり指定管理料の増額ということも、だんだん順番に関連してきてしまうのです。やはり働く人の労働環境というものは適切なもの、利用者の環境もとても大切ですが、働く人の環境というものも、もう少し専門性を取り入れた上で、だから結局皆関連してきてしまうわけです。指定管理料などのことについても、その点で伺っているのですけれども、その点についていかがでしょうか。

**○松山障害者支援課長**

指定管理制度の中で3年目に行う労働環境チェックは、社会保険労務士が行っております。

**○吉田委員**

それで、その結果適正な、だから送迎の要望にも十分堪えられるような労働環境であるということを確認した上での、次の指定管理者として継続するという理解でよろしいでしょうか。

**○松山障害者支援課長**

特に送迎ということで特化したものではございませんで、適正な労働環境の下で適切かつ安定的な履行が確保されるよう、指定管理者の従業員の労働関係法令の遵守に関わる評価を実施したというものでございます。

**○吉田委員**

分かりました。モニタリングもきちんとされているということで理解をいたしました。やはり一方で、できる限り利用者のご要望には応えるべきだと思うのですけれども、一方で、それに伴う労働環境というものが苛酷なものになっていってしまうことはよくない、当然皆さんそうお思いだと思いますが、その辺については継続して、事業継続に当たってはきちんと区としても配慮をしていただけるように、これは要望にとどめておきます。

**○田中委員長**

ほかにご発言ありますでしょうか。

**○やなぎさわ委員**

今回の選定理由のところ、3ページのところですけれども、財務基盤の面から安定的な運営が期待できるということでありまして、今回の総合点数というものが、一括であるといいますか、以前の選定の報告書だと大体提案内容と財務評価のようなもので2つに分かれて点数が出ていたと思うのですが、財務基盤が安定していることで高い評価だと思って、この辺の点数の区分といいますか、内訳というものはどのようになっていますでしょうか。

**○松山障害者支援課長**

内訳は福祉部の内訳と一緒にございますので、変更はございません。

**○やなぎさわ委員**

では内訳は一緒であるとして、そのうちの、例えば財務の評価というものはどれぐらい、何点満点中何点などということ、把握しているようであれば教えていただきたいです。

**○松山障害者支援課長**

財務に関しては、公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること、そこで評価をしております。福祉部で、おっしゃるように分けているものもあるかもしれませんが、総合得点でしか特に評価をしておりますので、財務が高くほかが低いということではありませんということをお知らせします。

**○やなぎさわ委員**

できれば、そうですね、そうなのです。前もこのような議論があったのですけれども、別に何かが高くて、財務が高いからほかが低くてもいいなどというよりは、財務というものは最低限の土台だと思っていて、例えば財務がすごい低いけれども、ほかが物すごい高いから、それで合格点にいつているからオーケーだよということではなくて、最低限の財務の点数の基準のようなものは設けるべきだなというようなことでありまして、そのような意味でも、総合点に全部含めるではなくて、財務は財務でやはり点数をしっかりと分かるようにして、それをぜひこの報告書にも載せていただけるほうが、我々委員にとっても、健全性というか、が判断できるのかなと考えております。そのような意味で、もし今後改善など検討できるようであれば、ご意見をいただきたいのですけれども。

**○松山障害者支援課長**

ご意見としては承ります。統一して表記については考えてまいります。

**○やなぎさわ委員**

ぜひ、その点は前向きにご検討していただきたいというふうに強く要望したいと思います。

一応1つ確認ですけれども、報告書を見ていると、例えばカフェレストランも引き継いで売上げが上がって、何か非常に活気が出ているような感じもしますし、定員が増えたり等しているところで、数字の上では非常に改善されているのかなと思うのですが、利用者の満足度も含めて、やはり前任の法人に比べて、非常に経営状態や利用者の満足度等が上がっているというような区としての受け止めということよろしいのかと、確認をお願いします。

**○松山障害者支援課長**

利用者満足度調査に関しましては、報告書の5ページの3つ目の黒丸、こちらのほうが、令和6年度事業・運営調査総括シートというものが、利用者満足度の結果となっております。こちらには、子ども

発達相談室の初回相談までの待ちの期間を短縮したこと、生活介護において日常生活動作別に班を分ける、強度行動障害のある方への個別支援など、利用者が落ち着いて過ごせる環境を整えていることが評価されていた。あわせて、地域住民を招いたぐるっぼ祭り等々、町会との良好な関係づくりに取り組んでいることが評価されていた。成果指標としては、施設やサービス全体に関する満足度が8割を超えており、総括では優良との評価を受けているというところが結果となります。

### ○あくつ委員

ありがとうございました。私のご近所でもあるので、本当によくお伺いしたり、通りかかったりすると、ここに書いてあるとおり、食堂も企業の皆さんがお昼にさっと、女性が1人でも入りやすいというか、メニューにも工夫されているということはこのとおりだと思いますし、誇張もないなところなんです。ここに書いてある町会、私の町会ですけれども、まあこのとおりだなと。ぐるっぼ祭りにもたくさんお声がけいただきますし、祭礼にも必ず、おみこしと山車もしっかりそこに展示をさせていただいて、利用者の方に触れていただくような取組も、それは施設長をはじめとしたぐるっぼのほうからの働きかけで、ただこれも本当にご努力のたまものだなというように感じております。この入園式、卒園式というのもの、町会長が招かれてますけれども。

その上でなのですけれども、あと、これは副委員長もよくご存じなのですが、昨年12月にみんな食堂、いわゆる子ども食堂というよりは大人も含めての、そういったアルファ化米、防災のご飯を炊いておにぎりを作って、豚汁等を作って販売をするというようなことも定期的に、今後もまたあるのですけれども、これも町会から10人以上の婦人部の方がお手伝いに行って、そういったことも非常に良好な関係の中でやっている。その中で1点だけ、ちょっともったいなかったなと思ったことが、すごく著名な料理人の方がいらっしゃって、来た方は皆その方に会えてとてもうれしかった、私自身うれしかったのですけれども、もう少し何というのか、その方が関与をするメニューなど、ただ本当に立って記念撮影するという感じだったので、今回の選定に関してはこのとおり、先ほどから評価しているとおりののですが、これから先もう少しいろいろなことができるのではないかなと。本当に福栄会が頑張っていることもよく分かるし、以前のこともあって、いろいろあった中での交代ですから、期待もそれ以上に大きいということもあって、これからだんだん構築してきて、また今回継続ということになると思いますので、その辺りについて、区で調整ができるところがあるのであればぜひ調整していただきたいなど。やはりなかなか、走りながらやっている感じがすごいでして、それは評価しています。とても努力していることも評価しています。けれども、やはり何というのか、もったいないなところが1点あったので、課長はよくお分かりかと思いますが、その辺り何かあれば、1点だけ最後に聞かせてください。

### ○松山障害者支援課長

委員ご指摘の12月の笠原シェフのみんな食堂の件でございますが、福栄会としましても、区としましても、調整時間がなかなか厳しくて、何とかご出演いただいたというような状況でございますので、これを契機に、今後区としても、福栄会としても、より積極的にぐるっぼのよさをPRして、さらに地域に根差した施設運営を目指してまいります。

### ○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○えのした副委員長

賛成します。

○大倉委員

賛成です。

○あくつ委員

賛成いたします。

○鈴木委員

賛成です。

○吉田委員

賛成します。

○やなぎさわ委員

賛成です。

○田中委員長

それでは、これより、第48号議案、指定管理者の指定についてを採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時55分休憩

○午後 1時00分再開

○田中委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

---

(12) 第49号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○田中委員長

次に、(12)第49号議案、東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○山下国保医療年金課長

それでは、私から、第49号議案、東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明申し上げます。資料をご覧ください。

今年度まで実施してまいりました後期高齢者医療に関わる保険料の軽減対策につきまして、さらに2年間、令和9年度まで実施することとなりました。この軽減対策に必要な経費は、都内区市町村の負担金によって支弁されますため、地方自治法第291条の3、第3項の規定に基づき、東京都後期高齢者医療広域連合の規約を変更するもので、都内全区市町村の議会の議決が必要となるものでございます。

まず、1、変更内容でございます。規約の附則第5項中「令和6年度分及び令和7年度分」を「令和8年度分及び令和9年度分」に、「令和6年4月1日現在」を「令和8年4月1日現在」にそれぞれ改めるものでございます。なお、都内全区市町村が負担いたしますものは、表にございます審査支払手数料相当額以下、合計5つの経費でございます。

2、保険料構成図です。本来の保険料経費から網かけの支払手数料から葬祭費までの5項目分を特別対策等として補填することで、医療給付費等および子ども・子育て支援金分が、軽減対策を踏まえた保険料経費となります。

3、施行期日は令和8年4月1日。お進みいただきまして、4、令和8・9年度の保険料率につきまして、まず医療分が、均等割額5万3,300円、前期比6,000円、12.7%の増、所得割率9.88%、前期比0.21ポイント、2.2%の増、賦課限度額は85万円。続いて、新設されます子ども・子育て支援分につきましては、均等割額1,300円、所得割率0.26%、賦課限度額2.1万円、1人当たりの平均保険料額は12万7,400円となりまして、1万6,044円、14.4%の増となりました。

ここで、恐れ入りますがおめぐりいただき、別紙をご参照願います。

後期高齢者医療制度の令和8・9年度保険料率の改定につきまして、別紙のとおり取りまとめました。左上、このたびの保険料率算定の設定条件ですが、(1)被保険者数は、先ほどの算定式と同様に、東京都の人口推計を基にした2か年、357万8,000人、(2)医療給付費は、令和8年度を1兆6,987億円、令和9年度を1兆7,529億円、2か年で3兆4,516億円、(3)後期高齢者負担率は13.27%、(4)所得係数が1.55、(5)均等割額と所得割額の賦課割合は、医療分で37.33対62.67、子ども・子育て支援分で38.57対61.43、(6)普通調整交付金は、国通知によりまして48分の52を乗じ、46億円の減、(7)被保険者の所得の伸び率は、年間0.32%を見込みまして、(8)市区町村の保険料予定収納率は99%とされております。(9)出産育児支援金の財政影響は2年間で45億円、1人当たり1,268円と見込まれてございます。

(10)賦課限度額は、医療分が85万円、子ども分が2.1万円となりました。(11)子ども・子育て支援金の影響についてですが、2か年分の額として128億円見込まれてございますけれども、令和9年度については、次年度示される国通知等で詳細が示され次第、改めての算定が予定されてございます。

続いてその下、保険料の増加抑制のための施策としまして、2点、まず特別対策の実施について、2か年の投入額は232億円と見込まれてございます。また、基金等の活用について、広域連合が管理している特別会計調整基金および東京都が管理している財政安定化基金等より、投入額として最大限の423億円を活用しておりまして、内訳は記載のとおりでございます。したがって、令和8・9年度の計で655億円、保険料の上昇抑制のため、最大限の投入額であると聞いてございます。その他収支内訳は、下の図のとおりでございます。

別紙右側にお進みいただきまして、上段、制度改正事項として、12項目の記載がございます。このうち1点目の後期高齢者負担率の引上げや、2点目の子ども・子育て支援金制度の導入、3点目の今般の診療報酬改定などが、保険料上昇の要因となっております。また隣の列、上から2つ目の均等割額(医療分)の7.2割軽減導入は、このたびの保険料率改定に際する新しい項目でございます。均等割額の7割軽減の対象者について、令和8・9年度は、広域連合の判断によって均等割保険料をさらに0.2割軽減することが可能というように年末の国通知により示されまして、東京都後期高齢者医療

広域連合においては、特別調整交付金によりこれを適用することとしまして、低所得者層に配慮した保険料となるよう、措置を講じられております。

こういった制度改正事項の諸点を含めまして、その下、保険料率最終案、特別対策あり、基金を活用した上で、1人当たりの平均保険料額が12万7,400円、令和6・7年度と比較しまして、1万6,044円、14.4%の増となっております。

また、資料の中ほどの表ですが、公的年金収入のみの単身者で試算したものですけれども、公的年金の収入額約153万円までは所得割額は該当しない方で、都内全体、品川区においてもほぼ半数の方が該当いたします。こちらの方々とその下、同様に年金収入額168万円の方々までは、均等割額の軽減が7割ではなくて、今申し上げた7.2割軽減となりまして、都内全体では約55%、当区においては約52.6%と、半数以上の方々が対象となります。

資料の本紙にお戻りいただきまして、項番の5、特別対策等の概要ですけれども、(1)から(5)、各経費につきまして、引き続き一般財源を用いての保険料負担の抑制を図ってまいる考えでございますので、この規約の変更についてよろしくお願ひ申し上げる次第です。

#### ○田中委員長

説明は終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

#### ○鈴木委員

この規約のほうは毎回出てきているもので、軽減のためのということなので賛成なのですが、この後期高齢者のところでちょっと伺いたいのですが、2段表の保険料率の最終案というところで、1人当たり平均保険料額というところで、増減で1万6,044円ということであるのですけれども、14.4%の増ということで、この1万6,044円というものは、過去最大の値上げなのではないかなと思ったのです。前回もそうだったのではないかなと思ったのですけれども、それが更新されるということなのか、ちょっとその辺の値上げの増の部分についての状況をお知らせいただけたらと思います。

#### ○山下国保医療年金課長

今ご説明申し上げましたように、令和8・9年度の最終案のほうは14.4%の増という形で、令和6・7年度と比してそのような数字となっております。令和4・5年度から令和6年度に上がったときに6.2%、あと少し古いのですけれども、平成22年・23年から平成24年・25年に上がったときに6.8%、6%台だったところからしますと、増減の率としては、やはり幅としては大きいところです。他方で、先ほどご説明申し上げましたように、中段のところがございますが、この保険料の増加抑制のための施策ということで、特別対策の実施、今回規約で変更をお願いしているものと、また基金等の活用ということで、様々対策を講じているところでございます。

#### ○鈴木委員

様々対策を講じたといっても、子ども・子育て支援分というものが新たに後期高齢者の保険料にまで上乘せられるというところで、さらにこの値上げ額を押し上げているというようなことだと思うのですが、本当に年金は全然上がらない、物価は本当にとどまるところを知らないような上昇の中で、これだけの負担増は本当に高齢者にとっては大変な負担増だなと。介護保険料も本当に重い負担になっているわけですけれども、それに加えて、後期高齢は2年に一遍の保険料の改定ということで、そのような形で値上げがされてきて、今までの六・何%のものが14.4%というと、2倍近いぐらいの割合

の負担増なので、本当にこれはちょっとひど過ぎる。国の制度というようなところもありますけれども、何とかしないと、本当に高齢者は大変だというようなところで、もう区のほうからも意見を上げていただいて、引下げというようなところで何か持っていけるような、そのような対策というものが必要だなと思いました。でも、今日はその賛否がどうのということの場ではないので、ここではそれは申し上げませんが。

**○田中委員長**

ほかにご発言ありますでしょうか。よろしいですか。

では、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

**○えのした副委員長**

賛成します。

**○大倉委員**

賛成です。

**○あくつ委員**

賛成します。

**○鈴木委員**

賛成です。

**○吉田委員**

賛成します。

**○やなぎさわ委員**

賛成なのですが、やはり制度の抜本的な見直しを、区から国に対して強く求めていただきたいということは申し添えておきます。賛成です。

**○田中委員長**

それでは、これより、第49号議案、東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田中委員長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

---

(13) 第51号議案 品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

**○田中委員長**

次に、(13)第51号議案、品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

**○山下国保医療年金課長**

それでは、引き続きまして私から、第51号議案、品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例に

つきましてご説明いたします。

本案は、本年2月12日の特別区長会において決定した、令和8年度基準保険料率に基づく保険料率の変更や、子ども・子育て支援法等の一部を改正することに基づき、本年4月から18歳到達年度末までの子どもを社会全体で支える仕組みである子ども・子育て支援金制度の創設などを踏まえまして、品川区国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。なお、こちらは先週2月17日に開催しました、品川区国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問いたしまして、原案を適当と認める旨の答申をいただいたところでございます。

本日も運営協議会の資料を用いてご説明させていただきます。資料をご覧くださいと存じます。

初めに保険料率等の変更でございます。当該資料の1ページ目をご参照いただければと思います。加入者である被保険者が、けがや病気になった際に必要な保険給付を行うための（1）基礎賦課額、後期高齢者医療制度で支払う（2）後期高齢者支援金等賦課額、40歳から64歳の方が介護保険制度で支払う（3）介護納付金賦課額につきまして、赤字で記載しております右側、令和8年度案にございます保険料率、賦課割合、基礎賦課額の保険料賦課限度額と、保険料率変更に伴う低所得者の均等割保険料の軽減額にそれぞれ変更いたします。（1）基礎賦課額の保険料率は、所得割が100分の7.51、前年度比0.2ポイントの減、均等割は4万7,600円、300円の増、保険料賦課限度額が67万円、（2）後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、所得割が100分の2.80、前年度比0.11ポイントの増、均等割は1万7,600円、800円の増、（3）介護納付金賦課額は、所得割が100分の2.43、前年度比0.18ポイントの増、均等割は1万7,800円、1,200円の増、低所得者の均等割軽減額は、それぞれ表に記載のとおりでございます。なお、基礎分と後期高齢者支援金分の賦課割合が61対39、介護納付金分の賦課割合が60対40というようになっているところにつきましては、品川区の所得水準で算定した賦課割合となっているものでございます。

2ページ目にお進みいただきまして、（4）として、次年度より新たに子ども・子育て支援納付金賦課額が加わります。新設の子ども・子育て支援納付金賦課額は、保険料率は所得割が0.27、均等割が1,800円、18歳以上の被保険者に加算される均等割額が73円、賦課割合が60対40、保険料賦課限度額が3万円、低所得者の均等割軽減額はそれぞれ記載のとおりでございます。

その下、第2、子ども・子育て支援納付金の新設に係る変更でございますように、制度が新たに始まることを踏まえ、条文の新設や記述の追加、文言の整理等を行います。

さらにその下、第3、その他の変更につきまして、（1）は条文の整理でございます、そのまま右側の3ページにお進みいただき、（2）低所得者の保険料の減額は、減額の対象となる所得基準について見直しがあり、国民健康保険法施行令が改正されたことを踏まえ、同様の改正を行うものでございます。被保険者の数に乗すべき金額を、5割軽減は30万5,000円から31万円、2割軽減は56万円から57万円へと変更いたします。その下、（3）未就学児の被保険者均等割額の軽減額につきましては、各均等割額の変更に伴う基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額の改正および子ども・子育て支援納付金賦課額に係る軽減額の新設でございます。

第4、施行期日は令和8年4月1日でございます。

4ページから7ページにかけては補足説明の資料となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、当該資料8ページ目をご覧くださいと存じます。参考資料（1）国民健康保険制度の広域化（都道府県化）の概要にて、国民健康保険料の算定に係る経緯をお示ししております。平

成30年度国保制度改革により、制度の安定化を図るため、各都道府県が保険者、財政運営の責任主体となって地域の医療費等を賄い、それに充てるための納付金を区市町村から徴収し、納付金を納めるための保険料率を示すという形になりまして、区の役割としましては、区の保険料率を決めて都へ納付金を納める必要がございます。

ご覧の図の下、②特別区における調整ですけれども、1、都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入れの解消または縮減といった将来的な方向性について、23区一体となって対応する統一保険料方式を採用してございます。

項番の2、平成30年度から特別区独自の保険料負担軽減策、激変緩和の措置としまして、本来の納付金額のうち、保険料による負担割合を平成30年度は94%として、残りの金額は法定外の一般会計繰入金で補填することといたしました。令和元年度以降、毎年1%ずつ割合を引き上げまして、6年間で100%と計画いたしましたけれども、令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮して、計画見直しを経まして、令和8年度で100%を目標に、令和6年度は98%、令和7年度99%と進んでまいりました。令和8年度、来年度はこの激変緩和措置の終了によりまして、法定外の一般会計繰入金で補填をしない、納付金割合が100%での保険料算定を行ってございます。令和8年度の納付金の算定に当たり、東京都は被保険者数239万5,000人、前年比5万9,000人の減、給付費総額7,730億円、前年比66億円の減、年間の1人当たり給付費は32万2,690円、前年比5,051円の増と算出をしております。また、納付金につきましては、総額4,374億円、前年比34億円の増として、1人当たり納付金額は21万624円、前年比7,283円の増と東京都から示されてございます。1人当たりの金額増加の主な要因としましては、子ども・子育て支援納付金の新設および介護納付金や後期高齢者支援金の増などを聞いてございます。なお、この納付金の算定に当たりましては、被保険者の負担抑制を図るため、令和7年度に繰り越されております令和6年度の決算剰余金約182億円を活用し、算定されたものと伺ってございます。

9ページ、参考資料の(2)賦課割合の算出について、続く10ページが、参考資料(3)として令和8年度保険料率の算定について、また12ページ、参考資料(4)として賦課限度額について、それぞれお示しをしております。

13ページ、参考資料の(5)子ども・子育て支援金制度の内容についてご説明いたします。子ども・子育て支援金制度は、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い、連帯の仕組みという理念にのっとり、医療保険制度を通じて子ども・子育て支援金を拠出し、児童手当など法律で定めた子ども・子育て世帯向けの給付などに充てる、来年度より段階的に開始される新しい制度でございます。全国全ての医療保険者がこの支援金を拠出することとされてございまして、拠出金は各医療保険の保険料に上乗せして賦課されます。品川区では、ほかの賦課項目と同様に、所得割と均等割の2方式で算定し、低所得者、未就学児、産前産後など既存の軽減・減額は適用を継続いたします。また、18歳未満の子どもに係る子ども・子育て支援納付金の均等割額は10割軽減されます。

下の吹き出しになりますけれども、10割軽減となる18歳未満の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金分の均等割額の費用は、同じ保険者内の18歳以上の加入者が負担する18歳以上均等割等により賄われることとなりまして、品川区の場合は、18歳以上の被保険者に1人当たり73円が均等割額に加算されまして、こちらが先ほどご説明申し上げた、2ページ(4)、米印の1番として記載している内容に当たる、18歳以上の被保険者に加算される均等割額となります。

その後、14ページから19ページには各種参考資料を掲載しておりますので、後ほどお目通しをい

ただきたく、このうち参考資料の（８）において、区の国民健康保険料の保険料率等の推移をお示ししております。

１８ページお開きいただきまして、下段のところに参考ということでお示しをしております１人当たり平均の保険料につきましては、基礎分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、そして子ども・子育て支援納付金分を合わせまして、２１万５、０４３円、前年比１万４、００７円、６．９７％の増という状況でございます。

なお、そちらの後ろに、条例改正の新旧対照表を別添してございますので、後ほどご参照いただければと存じます。

当該国民健康保険条例の改正に関する説明は以上でございますけれども、１点、運営協議会にて、２１ページにお示しをしております保養施設こくほの宿事業の終了についてご説明をいたしました。コロナ禍以降の利用低迷等を踏まえまして、今年度末をもって本事業を終了いたしますので、併せてご案内申し上げます。

長くなりましたけれども、説明は以上でございます。ご審査よろしくお願ひ申し上げます。

#### ○田中委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

#### ○鈴木委員

先ほど後期高齢者医療保険料も過去最大の値上げということだったのですけれども、この国民健康保険も過去最大の値上げではないかというところをちょっと１点確認させていただきたいと思います。今の資料で１８ページなのですけれども、１８ページの下の方のところ、品川区１人当たりの保険料の推移ということで、令和４年から令和８年、新年度のところまで出ていまして、品川区１人当たりの保険料前年度との差というところが、先ほどご説明ありました１万４、００７円ということになると思います。それで、１人当たりの保険料というものは、その上の２１万５、０４３円ということになるわけですが、去年はその前の年が取り過ぎたということで、その分ということで下がったのです。それで、おとし、令和６年のときが、前年度に比べて１万３、９６１円で、これ過去最大の値上げということだったと思うのですが、それを今回は上回るということで、文字どおり過去最大の値上げがさらに更新されたということではないかと思うのですが、これを１点確認させていただきたいと思います。

それからページ１７にありますように、このページ１７の下の方のところが子ども・子育て支援納付金分というようなことでありまして、品川区１人当たり保険料の額が４、６４７円ということでありまして、これは子ども・子育て支援金がこれだけ国民健康保険料に上乘せして徴収されるということになりましたので、これが過去最大の負担増になることになった大きな要因の１つだと思うのです。そもそも国民健康保険料については、全国知事会や全国市長会、そして特別区長会、特別区長会は毎年国に対して要望も出していますし、去年、おとし、２０２３年だったか、のときには提言も出したのです。国に対して。それで、抜本的な改善を求めるところで、もう本当に地方自治体のほうからそのように問題提起をしていると思います。その中で書かれていることが、そもそも国民健康保険は、年金生活者などの無職の人や非正規労働者など低所得者が多い保険だと。ところが、平均保険料がサラリーマンの健康保険料の約２倍近くになっているという、そのような状況になっていると思うのですが、そこで全国知事会も全国市長会も、そのようなところというものは構造的な問題だと。これは

厚生労働省も認めているわけですが、それで負担は限界だというように述べているのです、そこでも。地方自治体のほうから、負担は限界だというようにどこでも述べているわけです。国庫負担を増やして保険料の引下げというものをずっと求め続けてきていると思うのです。それなのに、今回過去最高の値上げ額をさらに更新する値上げになったということを、区としてもそうですけれども、特別区長会や課長会、特別区長会としては、これだけ自分たちが、もう限界だから保険料を引き下げてほしいということで求めてきたのに、過去最大の値上げになるということに対してどう考えているのかということについて伺いたいと思います。まず、その点お願いします。

#### ○山下国保医療年金課長

まず、1点目にございました18ページのところですけれども、金額としまして1万4,000円というところにつきましては、やはりかなり額として大きい上がり幅になっているところがございます。他方で、率としましては、この令和4年度からお示ししているところでも、今委員もご紹介されましたが、令和6年度のところ7.28%ということで、今回、百分率としては6.97%ということでしたので、金額としては大きいもの、率としては、この中でいうと2番目というところに続いているものでございます。

また、国民健康保険制度全般に対する捉え方というところかと思えますけれども、ご紹介もありましたが、特別区長会の中では、国民健康保険制度について、公費負担の軽減割合の拡大や制度の抜本的な見直しというものは、複数年度にわたって要望を続けているところでもございまして、引き続きこういった要望を続けていく必要があると受け止めてございます。

#### ○鈴木委員

そのように要望して、もう限界だと言っているにもかかわらず、その限界をさらに大きく超えて過去最大の値上げということになったということに対してどう考えているのかということをお伺いしたので、引き続き要望していきますというように、そのような、何というのですか、本当他人ごとのような感じで聞こえてしまうのですけれども、実際にもう本当に物価高の中で、どれもこれも上がっているというような状況の中で、今回このような過去最大の値上げになったので、ここのところはしっかりと、何というのですか、受け止めてもらうことは私は必要なのではないかなと思います。

それで、今回は子ども・子育て支援金が4,647円、平均でかかるということになったことが、さらに押し上げるということになったわけです。これは本当に子育て支援のためにこれを上乗せして取るということになったわけですが、国民健康保険だけが子どもの保険料を取っているのです。収入のない子どもに国民健康保険料を取りながら、子育て支援のためといって国民健康保険料に上乗せするというやり方というものは、私は制度の矛盾ではないかなと思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

#### ○山下国保医療年金課長

人ごととしてということではなくて、しっかりと要望していくということを引き続き続けていくというところが、力になってくるのではないかと考えてございます。

国民健康保険制度につきましては、やはり抜本的な見直しが必要だという各種団体からの意見を踏まえまして、昨年11月に、国民健康保険制度の取組強化の方向性ということで、一定方向性が示されたところです。こういった中では、特別区長会をはじめ各種団体から要望されている内容を踏まえて、少しずつではありつつも歩みを進めていく、取組強化をしていくという方向性は示されておりますので、やはり要望を引き続き行っていくということの大事さが出ているところかなと考えるところです。

また、子どもの国民健康保険料ということでご質問がございましたけれども、先ほど吹き出しのところでご説明申し上げましたように、令和8年度から開始される子ども・子育て支援金制度につきましては、新たな制度として子どもたちを全社会で支えていくというような分かち合い、連帯の仕組みの中で出てくる場所ですが、18歳未満の被保険者に係る、こちら子ども・子育て支援納付金分の均等割額は、結果的に全額軽減されるというような制度上の仕組みになってございますので、そういったことで認識をしてございます。

#### ○鈴木委員

収入がない子どもから保険料を取るということは、国民健康保険だけの制度なのです。健康保険組合も、協会けんぽも、共済組合も、どれだけ子どもがいても保険料は上乘せにはなりません。それなのに子どもの国民健康保険料だけが、国民健康保険だけが均等割のところがかかるわけです。その均等割もすごい額ではないですか。それを取っていることそのものが、私は矛盾ではないかなと思うのですけれども、国も今回この子ども・子育て支援金を徴収するというところになったことで、18歳まで半額負担を拡大しようというようなことが話し合われているというように報道されていますが、でも子どもの国民健康保険料を無償にするというのではないのです。でも本来、この人頭税のような子どもの国民健康保険料というものは、私は無償化すべきだと思うのですけれども、でも特別区長会としても無償化というところまでは求めていなくて、子どもの国民健康保険料の軽減措置の年齢拡大と割合の拡大というようなことしか求めていないではないですか。そのような点では、私は無償化が必要ではないかと思うのですけれども、本来子どもから国民健康保険料は取るべきではないというところ、無償化にしていくというところを求めていただきたい。そうあるべきなのではないかと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

#### ○田中委員長

そこは制度に関わるもので、今のご意見はしっかり受け止めていただいた上で……。

#### ○鈴木委員

そのようなことも含めて答弁していただきたいのです。

#### ○田中委員長

特別区長会で要望をしていただければと。

#### ○鈴木委員

それも含めて答弁してもらいたいのです。

#### ○山下国保医療年金課長

今委員からご紹介ございましたように、先ほど令和7年11月の国民健康保険制度の取組強化の方向性の中で、子育て世帯の保険料負担軽減という中では、令和4年4月から行われております未就学児に係る軽減の部分について、その措置を来年の4月、2027年の4月を目指して、軽減措置の対象を高校生年代まで拡充していこうというような方向性が案として示されたところです。こういった方向性といいますものは、特別区長会、また、全国知事会や全国市長会、全国区町村会などの意見を反映させた形で、各種団体の要望を反映させた形で、こういった形に方向性として示されているところがございまして、やはりそれぞれの団体がしっかりと意見を伝えていく、要望を上げていくということが重要になってこようかと考えてございます。

特別区長会の要望の中では、子育て世帯への支援のほかに、国民健康保険制度の抜本的な見直しという中では、国民皆保険制度を持続可能なものにしていくために、医療保険制度の一本化など、国の責任

において抜本的な制度の見直しを行うようなことを求める要望として上げておりますので、引き続き国の動向を注視してまいりたいと思いますし、特別区長会等の要望というところの活動は引き続き継続してまいりたいと考えてございます。

#### ○鈴木委員

やはり子どもの国民健康保険料というものは取るべきではないと思いますので、無償化というようなところで区からも求めていただきたい。23区であれば、子どもの国民健康保険料無償化ということは十分できると思いますので、23区からやっていくという、そのようなところもぜひ提案もしていただきたいですし、品川区独自にも、今回一般質問でも取り上げましたけれども、国民健康保険の世帯の中に3,600人くらいの子どもがいて、それを無償化するには1億5,000万円あればできるというご答弁もありました。それはもう本当に十分可能な額だと思いますので、ぜひとも特別区長会にも言っていただきたい。品川区のほうから言っていただいて、23区で統一してやろうということの提案をしていただきたいということと、品川区独自にも、子どもの国民健康保険料の無償化ということをやりたいと思います。

それからもう一つは8ページのところで、法定外繰入れが令和8年度をもって激変緩和措置を終了して、100%、だから保険料を引き下げるための法定外繰入れというものは1%ずつなくして、減らしてきて、いよいよ令和8年度から全くゼロにするということというものがこの説明だと思うのですが、そもそもその法定外繰入れを、これだけ高いことが構造的問題だというように言いながら、引下げのために法定外繰入れを入れてきたことを自らがなくしていくということも、もう本当にこれ重大問題だし矛盾だなと私は思うのです。この平成30年のときから94%を乗じて、1%ずつ、95%、96%、97%というようなことにして、100%法定外繰入れをゼロにするというようなことでやってきたわけですが、平成30年の94%のときに法定外繰入れを幾ら出していたのか、その額をちょっと教えていただきたいと思います。

#### ○山下国保医療年金課長

8ページ目のところでございます激変緩和措置を適用していた際の法定外繰入れの投入額ということですが、約7億6,000万円ということでございました。こちらの同じページの1番でも記載をしているのですが、こちらの措置は激変緩和の措置として例外的に取ったところがございまして、段階的にその解消に努めたところです。23区統一保険料方式を取る中では、都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、そして法定外繰入れの解消または縮減という方向性に沿って議論を進めてございますので、法定外繰入れを常に使っていくということを前向きに捉えるような形で進めていくことは、なかなか難しいところがございまして、保険料水準の統一というものは、都内において進めていかなければいけないというところがございまして、特別区だけでなく、東京都内というところで進めていく中では、赤字補填のための法定外繰入れというものの解消は、東京都等からも求められているところがございまして、さらに法定外繰入れを繰り入れていくというようなところはなかなか難しいところがあると認識してございます。

#### ○鈴木委員

7億6,000万円入れていたものが、区としてそれをどんどん減らして、今回ゼロにしたということなのですが、7億6,000万円という1人当たり1万2,000円、平均に、単純に割り返して1万2,000円になるのです。1万2,000円品川区が出していた分を保険料に変えた、保険料の値上げになったというようなところなわけです。だから本当に、これは7億6,000万円、このと

きは7億6,000万円ですけれども、もっと前のときは30億円ぐらい出していたときもあるので、もう本当にこの法定外繰入れを、そもそも仕組みそのものからどんどん減らしてきて、それが保険料に転嫁され、変えられたというようなことで、これだけ余計に払えない保険料というようなことに、払えない保険料、もう本当に医療保険の中で最も高い保険料という構造問題のある中で、そのようなことをさらに助長してきたものですから、もうこれそのものも、本当に本来あるべき姿から逆行するようなやり方を国民健康保険で取ってきたために、国民健康保険の被保険者の方々がますます大変に追い詰められるというような状況をつくり出しているということはちょっと申し上げておきたいと思います。

それで改めて、その全ての事例が項番3番で出ていますけれども、これを見ても本当にすさまじい値上げなのです。1世帯1世帯ごとの事例が計算されて出ていますけれども、例えば4人世帯のところが一番下に書いてありますが、400万円の収入の人が53万7,933円もの保険料、500万円で4人世帯で64万円です。これ10回払いなので、500万円で4人世帯で生活することは本当に大変だと思うのですけれども、1か月6万4,000円も払うという、このような異常な状況になっているものが国民健康保険だということを、私たちは本当に胸に落として理解をしておくことが必要だなと思います

#### ○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

#### ○吉田委員

今課長のご答弁の中にも出てきましたけれども、皆保険の仕組みの維持のためというように今私には聞き取れたのですが、この議論というものはずっとありますよね。国民健康保険、皆保険の維持のために必要なことだったのですけれども、現に保険料が払えなくなるような人たちが続出していて、結果として皆保険にはなっていないのではないかということがあるのです。現在、この国民健康保険料をなかなか払い切れない方もいらっしゃると思うのですけれども、その辺の数字の把握や品川区の現状など教えていただければと思います。

#### ○山下国保医療年金課長

今委員のご質問にありました保険料が払えない人数のようなものを数字として把握しているところではございませんけれども、各種納付相談を受ける中では、生活の実態をお伺いして、生活状況調査ということでご提出いただいたもの等を踏まえて、各月で納付いただける金額や、その後の保険料納付の計画というものを立ててまいります。実際にその支払いが難しいというような状況をしっかりと把握をして寄り添った対応ということは、これまでも努めてきているところですし、今回も、いわゆる保険料として値上がる、上がるという形のご提案を申し上げている中では、引き続きそのような納付相談については注力してまいりたいと考えてございます。

#### ○吉田委員

でも国民健康保険は、今会社にお勤めで、そちらのほうの保険を利用されている方も、いずれは退職されて全員が国民健康保険を使うようになるわけです。その方たち、それを全部、何というか、セーフティーネットとして支えるべき制度だと思うのですけれども、その中で、やはり現にもう国民健康保険料が払い切れないというような方のお声は、生活者ネットワークにも届いております。そのような人も含めて、ご相談で何とか、いろいろ制度を使って何とか払える方たちもいらっしゃると思うのですけれども、本当にそのような人たちも全部含めたような皆保険になっているのか、皆保険の仕組みを維持するためという理由がずっと使われていると思うのですが、でも、どんどん保険料が上がることによって、

現実として皆保険になっていないというようなご意見などはよく頂戴するのです。そのようなことについて、区としては、全体としての制度から漏れているような人たちも含めての把握というものはされていないのでしょうか。改めて確認させてください。

#### ○山下国保医療年金課長

国民健康保険の加入ということにつきましては、社会保険を脱退、抜けられたという方については、もう国民健康保険に入っていていただくことですので、やはり今委員のお言葉をお借りすると、セーフティーネットという中では、被用者保険の社会保険に加入されていらっしゃる方は、基本的にあまねく国民健康保険にご加入いただくという形になります。その一方で、やはり社会保険のほうで賄われている方については国民健康保険に入らないので、その制度を行き来される方について、都度都度、その時点時点で全状況を把握できるわけではございませんけれども、基本的なスタンスとしては、国民健康保険に入られていない方は何かしらの被用者保険に入られている方というような形で認識をしてございます。そういった観点からも、もちろん制度の公平公正な運営からは、保険料というものは、保険制度ですのでお支払いいただく必要があると認識してございますけれども、個別の具体的な事情についてはしっかりご相談をお聞きしながら、対応に努めているところでございます。

#### ○やなぎさわ委員

確認なのですが、子ども・子育て支援金なのですが、段階的に上げていくというような話も聞いておりますけれども、要は、今の金額よりも今後上がるのか、そういった予定についてお伺いしたいです。

#### ○山下国保医療年金課長

国のほうから、実態上はこども家庭庁のほうから示される場所の子ども・子育て支援金制度の仕組みにつきましては、今委員からございましたように、段階的に進めていくという中で、令和8年度は6,000万円、令和9年度は8,000万円、令和10年度は1兆円というように、段階的にその仕組みに当たるものを増やしていくというようなところで聞いてございます。〔同日後刻に「6,000億円、8,000億円、1兆円でございます。」と答弁訂正あり〕そちらについては社会保険負担軽減と相殺して、制度として維持をしていきたいというようなところで、方向性として承知しているところでございます。

#### ○田中委員長

今の数字は、6,000万円、8,000万円、1兆円で合ってますか。

#### ○山下国保医療年金課長

すみません。失礼しました。訂正申し上げます。6,000億円、8,000億円、1兆円でございます。失礼いたしました。

#### ○やなぎさわ委員

要は、今はある意味6割で、2年後には10割にいくということだと思っておりますが、確認できました。この子ども・子育て支援金の分が今回過去最大になった原因の一部であるということも先ほど答弁でありましたし、やはり、そもそも子育て支援金、子どもの子育てのために上乘せするということでありながら、人頭税的に子どもへも負担をかけているということ、矛盾した状況のような気がするのですが、その辺についてはいかが受け止めていらっしゃるのでしょうか。

#### ○山下国保医療年金課長

先ほどと重複するところはあろうかと思うのですが、子ども・子育て支援納付金の賦課額につ

きましては、実際に18歳未満の被保険者の方の分については、結果的に10割軽減されるということで、賦課はされるのですが、10割軽減されてご負担はいただかないという形になりますので、制度上のその部分の矛盾というものは生じないかなと考えてございます。他方で区の場合は、18歳以上の被保険者の方には、その分、73円ずつ均等割額に加算されるというようなところで、制度、仕組みとしてはそのような形、18歳未満の方の部分を18歳以上の方にご負担いただくような形で認識をしてございます。

#### ○やなぎさわ委員

そうですね。私としては、子どもに国民健康保険料を取るということ自体に対しての受け止めだったのですが、かしくまりました。確認しました。以上です。大丈夫です。

#### ○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

#### ○えのした副委員長

賛成します。

#### ○大倉委員

賛成です。

#### ○あくつ委員

賛成いたします。

#### ○鈴木委員

反対です。

これだけ本当に構造的な問題があって、国民健康保険の負担がもう限界だということで、全国知事会も全国市長会も特別区長会も言っているという、求めているという状況にもかかわらず、過去最大の値上げ額を更新するという事は、私は自治体自らが矛盾に対して対策を取らず、逆行するという状況になっていると思います。さらに今回、子どもの支援金が上乗せ徴収という状況になる中で、子どもの国民健康保険料がそのまま取り続けるということも制度の矛盾だと考えます。子どもの国民健康保険料は23区統一で無償化すべきだと思いますし、少なくとも区独自に無償化すべきだと思います。高過ぎる国民健康保険料に区民がどれほどつらい思いをしているかということにも心を寄せていただきたいと思います。ということで反対です。

#### ○吉田委員

生活者ネットワークとしては、これたしか広域化のときにすごい大きな議論になりまして、皆保険の仕組みといいながらどんどん皆保険の仕組みではなくなっているよねというような議論も、そのときから始まっていたと思います。その結果として、皆保険の仕組みの維持というのであれば、やはりもう少し自治体としての、そのときも自治体としての財政がすごい影響してしまうのではないかという議論もあったのですけれども、でも、今品川区の場合は、それに堪え得るだけの税収もあるということで考えると、皆保険の仕組みを維持ということであれば、やはり品川区としての公費の投入というものは避けられないのではないかと、それが皆保険の仕組みの維持につながると思います。このたびのこの案については、それと矛盾するという事で反対をいたします。

## ○やなぎさわ委員

反対でお願いします。

もともと国民健康保険というものは、農業とか、林業とか、水産業の一次産業の方が多く加入されていた、50年ぐらい前だと思いますけれども、四、五十年ぐらい前はそのピークでしたが、そこからやはり今現在フリーターの方、非正規の方、退職されて後期高齢者に移る前の方など、そういった方、割と収入が低い方が多くなってきて、完全にもととの制度自体が崩れているという前提があります。もう当然国の制度ですので、区でできることというものは限られているとは思いますが、その区でできることという、それこそまさに子どもの国民健康保険料金の無償化、1.5億円でできるというところもありますし、あとやはり法定外繰入れもしっかり行って、これを100%にしてもうなくすというのではなくて、むしろやはり維持してほしいと思います。あと支払いの上限、2026年から110万円に上限がなるとは思いますけれども、これも何だろう、やはりごく一部ですが、払える、応能負担として払える方もいらっしゃると思うので、逆にこの天井というか、もしっかり上げていくことによって、応能負担の強化ということも必要だと思いますので、そういった区でできる施策は、今税収も増えているというところで、ぜひ行ってほしいなと思います。反対です。

## ○田中委員長

それぞれありがとうございました。

それでは、これより、第51号議案、品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

## ○田中委員長

賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

以上で議案審査を終了いたします。

---

## 2 請願・陳情審査

- (1) 令和8年陳情第3号 「労働」ではなく質の高い「訓練」のサービス提供ができる就労継続B型事業所を誘致・育成するよう、区に求める陳情

## ○田中委員長

次に、予定表2、請願・陳情審査を行います。

初めに、(1)令和8年陳情第3号、「労働」ではなく質の高い「訓練」のサービス提供ができる就労継続B型事業所を誘致・育成するよう、区に求める陳情を議題に供します。

まず、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

## ○田中委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

## ○松山障害者支援課長

私からは、同陳情について現況をご説明いたします。

就労継続支援B型は、障害者総合支援法において訓練等給付に位置づけられており、雇用契約に基づく就労が困難な障害者の方へ就労や生産活動の機会を提供するとともに、知識および能力向上のために必要な訓練を行うサービスでございます。陳情に記載の事業者からは、障害のある方が自分のペースで働きながら必要なスキルを身につけるための訓練を行っており、年齢や体調、環境等に配慮しながら、利用者の状態に応じて作業内容、作業時間を変更するとともに、面談やレクリエーションなどを取り入れ、個別に支援していると聞いております。

陳情に記載の杉並区の案件についてですが、杉並区によれば、委託先は障害者総合支援法に基づく就労継続支援A型またはB型の指定申請をしておらず、障害福祉サービス事業所ではございません。

就労継続支援B型の利用状況についてですが、令和7年12月実績で、全体の人数は449人、そのうち区外の利用者は153人で、区内事業者に通所されている方が多い状況でございます。

陳情に記載のガイドラインを踏まえた指導権限については東京都が有しており、区としましては、事業者誘致および事業者支援に取り組んでいるところです。新規事業者の開設相談の際に、利用者ニーズや区内の状況を伝え、誘致に努めております。今後開設予定の事業所では、新たな作業内容を検討しているとのこと。引き続き魅力のある、新たな作業を実施する事業者の誘致に取り組んでまいります。

次に、事業者支援についてですが、陳情に記載の大田区の就労継続支援B型の連絡会に該当するものは、品川区では、地域自立支援協議会の就労支援部会になります。同部会では、区内の就労関係事業所が参加し、就労支援の充実や就労機会の拡充に向けて、情報共有、課題検討等を定期的に行うとともに、自主製品販売「輪の品マルシェ」を開催し、販売の機会の拡大を行っております。区は、部会の事務局として、その取組を支援しております。

また、昨年9月に開始した旗の台の就労体験事業の店舗K i t a r aに共同受注窓口を設けました。軽作業の大口注文をいただき、K i t a r aのコーディネーターが区内事業所に希望を募り、手挙げした複数の事業所へ分散発注を行い、納入した実績がございます。

なお、工賃向上については、品川区だけが求めているのではなく、国の工賃向上計画を推進するための基本的な指針および東京都工賃向上計画に沿って、各事業所が利用者の状態に配慮しつつ自主的に取り組んでおりまして、区としてもその取組を支援しているところでございます。

#### ○田中委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたらご発言願います。

#### ○吉田委員

今のご説明の中に交通費のことはありましたか。ごめんなさい。聞き漏らしていたら申し訳ないのですけれども、やはり私が直接伺う中では、就労継続支援B型の工賃よりも、もう上回ってしまう。それで、この間、前のときにタクシー券、タクシー券とおっしゃったのですよね。タクシー券は、結構基準厳しいのではないですか。知的障害者の場合、愛の手帳のどれくらいから支給されるのか、ごめんなさい、きちんと調べていなくて。教えていただきたいと思います。

#### ○松山障害者支援課長

前回の陳情に対することは交通費のことがテーマになっておりましたけれども、交通費と工賃のみを比較するものではないということをご説明申し上げました。工賃は、生産活動の収入から実際に使われたものを引いたものです。自立支援給付などから支給するということはしてはならない、自立支援給付

から利用者への工賃を補填するなど、不適切な運営を行っている事業者があるということで、ガイドラインにも記載されております。交通費と工賃のみを比較するものではないと考えております。

#### ○吉田委員

では、交通費と工賃を比較しないとして、でも比較せざるを得ないのです。要は、やはり交通費の補助もなく、遠い事業所に通わざるを得ない。自分の能力という言い方はどうなのでしょう、自分がやりたい仕事と、それからやっている場所とご自宅の間、どうしても行かなければいけないわけです。それを負担を減らすためには、送迎をつけていただくか、交通費の支給というものがどうしても必要だと思います。それで、訓練ということであるけれども、やはり一般的には働いたときに、その交通費というものは支給されてしかるべきなのではないかなということも前の陳情審査のときも申し上げたのですが、それがないとやはり行く意欲が薄れてしまう。ざっくり言えば、1,000円の工賃を頂いても、往復の交通費で1,200円かかるとなればマイナスなわけです。もちろん訓練というものは得ているのかもしれないですけども、ご本人やご家族の意欲という意味でも、やはり手元に残るお金というものは意欲につながると思うのですが、それが必要なのではないかと、そのような制度がないと、結局就労訓練する意欲というものも薄れてしまう、だから減ってしまっているというふうにつながるのではないかと。直接私も、この陳情だけでなく、やはり交通費の交通費がないと、結局はご本人が頑張って働いたとしても持ち出しになってしまうというお声は現実にあるのです。そのようなことでは、就労継続の訓練に通うための意欲を促すためにも、そのようなことは必要なのではないかとと思うのですが、その点についてはいかがなのでしょう。やはり就労継続支援B型の利用者を増やしたいという思いは、障害者支援課のほうも同じだと思うのです。そのときに、その1つに、やはり往復の送り迎えか、交通費というものはどうしても必要なのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○松山障害者支援課長

就労継続支援B型のモチベーションアップということについてのご質問かと思われまます。年々区は、施設数も定員数も増加しております、区内で利用される方は増えております。交通費については、労働であれば必ず交通費が伴うものと考えておりますけれども、交通費がイコールモチベーションアップにつながるかどうかということは、今後ご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

#### ○吉田委員

すみません。言い方がまずかったと思います。交通費の支給が労働意欲のアップにつながるかどうかは、それぞれご本人の問題かと思っておりますけれども、交通費がないということが、そこに通う意欲をそぐことにはどうしても私はなると思っております。結局保護者がいらっしゃるとして、その保護者の負担になっていくわけです。そうすると、訓練を受けたいという意欲があればあるほど、持ち出しになってしまうわけです。それはやはり就労継続の活動としても、区としても、絶対通ってほしいと思っていらっしゃるに違いないと思うのですが、そこは意欲をそぐ結果にはならないのか、それでも通うべきだと思いはなるのか、その辺について改めて伺いたいと思います。

#### ○松山障害者支援課長

先ほど申しました地域自立支援協議会で就労支援部会がございますので、そちらのほうで事業者から意見を吸い上げて、どのようにモチベーションアップを図っていくかということについては、今後研究してまいりたいと考えております。

#### ○吉田委員

自立支援協議会の、何というのでしょうか、本会、本会というのですか、自立支援協議会のほうには傍

聴ができるのですけれども、たしか部会のほうは傍聴ができないのではないかと思いますのですが、今までの具体的な、例えばこのようなことをすれば意欲が高まるのではないかとか、事業者が誘致できるのではないかということで、課長の価値観で、これはいい議論だったということで結構なので、教えていただきたいと思います。

#### ○松山障害者支援課長

そうですね。就労支援部会や区に寄せられるご意見としましては、区内事業所が、作業内容が既定のもので、新たなものを参入してほしいというご意見はいただいておりますので、今、区内にはない作業メニューを提供できる事業者に、開設相談のときに状況をお話しして、利用ニーズやモチベーションアップをさせるような工夫を問いかけており、利用者のニーズに合ったような事業者を誘致していきたいと考えております。

#### ○吉田委員

そのご議論分かりました。それは本当そのとおりだと思いますが、そこではそのような議論で、また次の議論もあるかと思うのですけれども、区としては、では例えばこのような事業や、それから、その話し合われた人の中から、どのような事業だったら利用者というか、参加意欲を高めるようになりますかなど、そのような議論まではまだいっていないということなのではないでしょうか。もし何かあったら、やはりそれは皆思うと思うのです。今が利用者少ないのであれば、新たな事業をなどと思うと思うのですけれども、ぜひその辺、もう少し詳しく教えていただければと思います。

それから、共同受注の仕組みというものを私もすごく必要かなと思っていて、私、たしか区のほうの障害者雇用の一般質問をしたときに、共同受注の仕組みというものは有効なのではないかというように提案したと思います。ご答弁きちんと覚えていないのですけれども、検討しますぐらいだったかと思いますが、どのような形での共同受注の仕組みをやっておられるのか。例えば、そのときもたしか2つ例を出していて、いろいろな事業者が受注の仕組みをそれぞれアップするのか、それともその共同受注の仕組み自体の中でまとめて受注してしまって、それを適切な、この事業者だったらこれがいいかなというように配分していくという、たしか2つぐらいは事例を、その仕組みの事例を挙げたかと思うのですけれども、今、旧リボンの跡地の、何ですか、その跡地でやっている事業の中で……。

〔「K i t a r a」と呼ぶ者あり〕

#### ○吉田委員

K i t a r a ですか。「来たら」ということですね。K i t a r a ではどのような共同受注の仕組みになっているのか。やはり共同受注の仕組みも、発注者が発注しやすいものがないと、なかなか共同受注というものは難しいかと思うのですけれども、どのような受注の仕組みになっているのか教えていただきたいと思います。

#### ○松山障害者支援課長

2点ご質問いただきました。まず1点目、具体的な魅力のある作業メニューについてでございます。全ての作業メニューを区内に準備するということは難しいことかと思いますが、実際に新たな事業者として参入いただいて人気の高いものは、最近では、この陳情にも書かれてはいますが、動画を作成するとか、アニメーション制作をする、音楽制作をするような事業者は非常に人気が高かったようでございます。

なお、この陳情に記載のガイドラインの部分でございますけれども、生産活動の適切性の中に、最後のほうに、以下の観点や根拠情報等を踏まえて詳細を確認することの後には文が続いております、例

えば具体的な生産活動の場面があるか、当該生産活動により一般就労に必要な能力向上が見込まれるか、それにより安定した生産活動収入を得ることができるか等々、そういった観点で適切か不適切かということ指定権者が判断することというものが国の通知の本筋でございます。ですから、このメニューがイコール不適切ということではなく、きちんと生産活動が行われているかどうかというところでございます。

新たな事業者については、自立支援協議会で話題になりました移動支援の人材確保のために動画を制作いただき、動画が出来上がりまして、自立支援協議会でお披露目を行ったところでございます。そのため、生産活動を行っているところでございます。

それから共同受注の仕組みについてでございますが、東京都の共同受注窓口に登録をしております。各事業者とも、通常どおり受注は受け、納入はしているのですが、大口注文が入ってきたときに、1か所の事業所では対応できないために、区内の事業所にK i t a r aのコーディネーターが声をかけて、手挙げしたところに参入していただいて納入したという実績について、先ほどご報告させていただきました。そういったような仕組みになっております。

### ○吉田委員

ということはあれですね。いろいろな事業所が、うちはこの仕事を受けられますなどということを集約したのではなくて、仕事をまとめて受注して、その受注者が配分して回るという方式ですね。分かりました。それはどちらが有効なのか、私もどちらがいいですよというところまで提案ができていないので、効果測定、まだまだスタートしたばかりかなと思いますので、今後その受注の仕方がふさわしいかどうかということは検証していただきたいと思います。本当は生活者ネットワークなども細かい作業があるわけです、政党としての。そのようなものを障害者団体に出してもらえないかというご依頼は来るのです、個別に。でもなかなかそれを安定的に供給ができないということなので、共同受注の仕組みがあれば、隙間仕事のようなものでも発注をして、それを単発で受注していただくというものだったら参加できるかなと思っていますので、仕事としてはそのほうが、やはり共同受注の仕組みというものは大きいかなと。それぞれの事業所が受注して回るよりもいいのではないかなとは思っておりますので、ぜひ今後のもう少し具体的な、いろいろな形の共同受注というものを検討していただければと思います。

それから、公園清掃のことがこの中にも出てきますけれども、公園清掃というものはあれですよ。すごい大変な作業で、でも一方で、具体的にうちの子もあのような作業をさせてみたいのだから、いや、本人がやってみたいと思っているのだけれども、なかなか参加させてもらえないというような、参加の意欲はあるのですが、現実的になかなか条件が厳しくて入れないということがあるので、もう少し、何かそのような、本当にお仕事になるようなものが区としても何か支援できないのかなと思うのですけれども、その点についていかがでしょうか。もう一つ、たしか放置自転車を、放置自転車でしたか、回収してきたものを修理してということが何かあったような気がするのですけれども、何かそのようなこともあったらいいなと思います。

それから現実問題として、就労継続支援B型の定員が少なくなる要因の1つとして、割と軽度の方が一般就労に行って、結局一般就労まではなかなか難しく、ちょっと精神的にも、何というか、めげてしまって、もう1回また区のほうの就労継続支援B型に戻ってきてしまう。だから、結局就労継続支援B型が、本来であればA型や就労移行のほうに行くような方たちが、就労継続支援B型にたくさんいらっしゃるのです、本来、もう少し生活介護から一歩進んで就労継続支援B型に行きたいというような人

たちが、なかなか参加できないというような現実もあるやに聞いています。もちろん事業所が増えないことには、それらの人たちを全部包摂することは難しいかもしれませんが、その辺についての状況の把握や今後の対策など、それは障害者支援課なのか、それとも自立支援協議会での議論を待つべきなのか、ちょっと私には判断がつかないのですが、その辺についての見解を伺いたいと思います。

#### ○松山障害者支援課長

3点ご質問いただきました。1点目、ふれあい作業所での公園清掃以外のメニューということでございますが、委員のおっしゃられたリサイクル自転車のほかに、さをり織りや草木染め、それからマスク等も作っておりますので、軽作業も行っている状況でございます。また、公園清掃の部分では、清掃作業全てというよりは、清掃の中の業務を細分化して、見守りや支援が必要な方に対しては、その作業工程に携わっていただいているような工夫をしていると聞いております。

それから次ですけれども、定員は少なくなっておりませんで、就労継続支援B型としては、増えている状況でございます。

それから3つ目が、就労継続支援B型がA型に、または生活介護の方がB型にというようなご希望については、今後、午前中お話ししました就労選択支援のサービス事業所がございますので、まずはご希望をお伺いして、就労についてのアドバイス等、障害者の方ご本人と一緒に考えるような形をしながら支援してまいります。

#### ○吉田委員

分かりました。分かりましたって、そのような状況は分かりましたけれども、やはりなかなか思ったような作業に就けないという方が現実的にいらっしゃることは紛れもない現実なのです。だから、今後そのような方たちのご相談が来たら、今課長がおっしゃったような、午前中に審議した、そのような制度もできるので、そちらの制度の活用を検討してみたらどうかというようなアドバイスはしていきたいなと思っています。ちょっと制度が始まったばかりで、どれくらいそのご要望に応えられるかは、なかなかいきなりは厳しいかなとは思いますが、ぜひその辺については今後もいい方向に行っていただきたい。

それからもう一つが、生活介護という制度があって、そこが基本的には、他区でいうと生活介護であってもそれなりの作業というか、生産活動というところまではどうなのか分かりませんが、やはり参加の意欲を高めるためには、このようなことが達成できたとか、このようなことで誰かの役に立てたということはすごい大事なモチベーションになるのです。それが何か、本当に作業のための作業のようなものもあったりして、ちょっとここは具体的には省きますけれども、作業もあったりするので、その辺についての状況把握や、生活介護での作業というか、そのようなことについての今後の見解があれば伺いたいと思います。

#### ○松山障害者支援課長

委員がお尋ねの生活介護での作業についてでございますけれども、生産活動として取り組んでいるところもございますし、ご本人のご希望がまず第一で、そのご本人のご希望に沿ってどのようなプログラムを提供するかというところでございますので、またそれは事業者とともに研究してまいります。

#### ○吉田委員

生活介護については、ほかの方からも、「このような不毛な作業なのだよね」ということは、ちょっとここでは具体例は言いませんけれども、お声はいただいているのです。それはあまりに私も、その障害者支援というものについてどう考えているのかなというような作業が現に行われていて、それはそこ

へ支援に行っている方から、「ちょっとこんな作業が行われているのよ」と、「これは本当に何かばかにしているのではないかと思わない」というご意見がいただいたことがあります。一般的によく聞くものは、生活介護だからといってビデオを見せているだけとか、それからドライブと称して、車に乗せてぐるぐる回っているだけとか、そのようなケースは割とよく聞きます。これはこれ以上言ってももうしようがないと思いますので、そのような現実が多分課長もどこかからはお聞きになっていらっしゃると思うのです。やはりそのような現実もあって、生活介護といえども、そして作業はしているというようにもしかして事業者は言っているかもしれないけれども、その作業というものが実はずっと延々とビデオ見ているだけ、ドライブに連れ出しているだけという現状があるということはぜひ申し上げておきたいと思います。よかったら現場で利用者のほうのご意見を丁寧に取り上げて、今後もきちんとした生活介護および就労継続支援B型という事業を進めていっていただきたいと思います。これは強く要望しておきます。

#### ○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

#### ○鈴木委員

交通費の問題なのですけれども、就労継続支援B型というものは、働く場を提供する福祉サービスということになるわけです。だから障害を持った方の働く場を提供するということなので、雇用契約までは結ぶことはできない。障害があるためにそれを結ぶことができないという状況なのですけれども、働く場の提供ということなので、当然、本来であれば交通費というものは支給されてしかるべきものだと思うのです。だから、本当だったら国のほうでそれを制度化してあってもいいものではないかなと思うのですけれども、でも実際にそのような状況になっていないので、私はこれは区独自に交通費の支給というものをぜひともやっていただきたいと思うのですが、前回の11月5日の陳情審査のときに、区が支給している3,000円から6,000円というところで、予算額は1,620万円というご答弁だったと思うのですけれども、これを月6,000円だとして7万2,000円で割り返すと、225人が使われていたのではないかと、活用されていたのではないかとというような状況なのです。それで、今交通費がかかっている方がどれくらいいるのかということをおも質問したときに、区のほうとしては、交通費がかかっている方は区では把握していませんということだったのですけれども、ちょっと就労継続支援B型に通われている方に、どれくらい交通費がかかっている人がいて、どれくらい額がかかっているのかということをおも、区のほうでまず把握していただけないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

#### ○松山障害者支援課長

交通費の把握についてのご質問でございます。自立支援協議会の就労支援部会の中でも、課題としては上がってきておりませんので、また委員のご提案も含めまして、就労支援部会のほうで検討してまいりたいと考えております。

#### ○鈴木委員

就労支援部会というものは事業者のほうの方ですよ。ですから、実際に交通費がかかっている側からすると、これは切実な問題で、私も相談を受けてきたことがあるのですけれども、ぜひそれは把握をしていただきたいということで、改めて要望しておきます。

それで、陳情の2ページのところで、これ飯沼元区議会議員の質問で、この当時共産党、結構何回もこの問題を取り上げてきていたので、23区調査もこの当時したのです。そのときに、17区が単独の

財源で交通費負担をしていますということだったのですけれども、今の時点で、これがどうなっているのかということは、区としては把握をされていないでしょうかということです。もしされていたらお願いしたいと思います。

それから449人中153人が他区に通われているということで、私もこれは一般質問で質問してお答えいただいた数字なのですけれども、3分の1ぐらいの方は他区に通っているという状況ですし、区内でも多分交通費をかけて通われている方というものは相当いらっしゃるのではないかと思います。そのときに、普通に働いている場合であれば交通費が出るのは当たり前なのに、障害の方の働く場の提供というところに交通費が出ないということは、これはやはりしっかりと是正して、交通費を出していくべきではないかと思いますので、その点からもぜひご検討をよろしくお願いしたいと思います。他区の状況が分かればお願いしたいと思います。

それから、送迎をしているという事業所というものが1か所しかないということなので、多くの方が交通費をかけて通われているということになるのではないかなと思いますので、お願いしたいと思います。

それから、ここの陳情の中でも、就労継続支援B型の人口当たりの定員数というものは23区で最低だというようなことで書かれているのですけれども、これからもいろいろと開設の相談も受けているし、増える見込みだというようなことでも、前のときもご答弁いただいているのですが、区としては、就労継続支援B型に対して必要量というものはどれぐらい必要だと今の時点で考えているというのがあるのか、それをどのような形で増やしていくというようなところがあるのか、その点のお考えがあったら伺いたいと思います。

#### ○松山障害者支援課長

23区の状況についてでございますが、特に交通費に対して課題であるという認識をしていないので、把握しておりません。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

就労継続支援B型の必要量というところのご質問でございますが、具体的な数値として把握しているものではございませんけれども、様々な障害福祉計画に載せております実績、それから見込み量であったり、それから今行っております当事者等へのアンケート調査等を踏まえて、就労の意向等を踏まえて、どのくらい必要かというところは把握していきたいというところで、その状況を見ながら、事業所の誘致や区の施設の整備というようなところも検討しているようなところでございます。

#### ○鈴木委員

今の時点では、必要量というものはこれくらいということとは出ていなくて、これから検討というようなことだと思うのですけれども、いろいろグループホームなども含めて、どのようなものがどれだけ必要なのかということは、ぜひ方針、計画を立てていただきたいということで、何度も質問、お願いしているところですが、この就労継続支援B型についてもぜひ必要量を出して、区としていつまでにどう確保していくのかというようなところではぜひ出していただきたいと思います。

それから最後にもう一つ、連絡会については、就労支援部会で同じようなことでやっているということなのですけれども、就労支援部会に参加している事業者というものはどれくらいあるでしょうか。それから就労支援部会というものは、多分就労継続支援B型だけではなくて、ほかの就労継続支援なども含まれているのかと思うのですけれども、私は就労継続支援B型は就労継続支援B型で全事業者が集まるような、そのような連絡会でいろいろな、どのようなことをやっているのかだったり、交流だったり、

そして区のほうからもいろいろと把握していただくたりなど、そのような形での就労継続支援B型の事業者の連絡会のようなものが、多分放課後等デイサービスは連絡会をつくられたのではないかと思うのですが、そのような形で就労継続支援B型もあると、もっと質的にも向上していくのかなという思いがあるのですけれども、その点いかがでしょうか。

#### ○松山障害者支援課長

連絡会についてのお尋ねでございます。就労支援部会の中で、就労継続支援を主に検討するグループと就労移行支援、それ以外の就労、企業向けの就労を検討するグループと分かれて検討をしております。年に3回以上顔を合わせる機会がございますので、そちらのほうでやっていきたいと思っております。

#### ○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

#### ○やなぎさわ委員

サービス提供というか、質の高い訓練というところでお伺いしたいのですけれども、3ページの下でガイドラインのところに、生産活動の適切性というところの不適切な事例としてeスポーツが入っていると思うのです。これについて、区としてどのように受け止めていらっしゃるかということをお伺いしたいのです。なぜかという、去年の年末ぐらいに、たまたま就労継続支援B型で、品川区内で次期オープンをする予定の事業所の求人募集を見かけたのです。多分新規開設でeスポーツを前面に押し出しているようなところというのは初めて私見かけたので、何だろう、今後増えるのかなと思ったり、とはいえ、こういったガイドラインなどでも、やはりあまり適切ではないというようなことでも例示がされているというところで、一体どのようなことをして、どれぐらいの、何ですか、質の高い訓練が提供されるのかということを含めてなのですが、その辺をもし把握していたり、お考えや受け止めがあれば伺いたいのですけれども、いかがですか。

#### ○松山障害者支援課長

ガイドラインの生産活動の適切性の部分ですけれども、eスポーツや植物の水やりを1日数回行うだけの活動と例示されている中で、先ほどもご説明しましたように、その後が以下の観点、根拠条項等を踏まえて詳細に確認することということです。以下の観点が陳情からは抜けてしまっているのですが、インターネットには掲載されているのですけれども、具体的な生産活動の場面があるか、当該生産活動により一般就労に必要な能力向上が見込まれるか、それにより安定した生産活動収入を得ることができるとか等々、幾つかの観点から確認することとなっております。そのeスポーツを前面に出した事業所については、私どもも把握はしておりません。

#### ○やなぎさわ委員

すみません。そうですね。私もちょっと今表現が悪くて訂正します。恐らく求人募集で、要はうちはeスポーツをやるよということで前面に押し出している、要は利用者向けの宣伝ではなくて、求人として、恐らくeスポーツという、何ですか、新しいというか、取組をやっている事業所ですということをつうたい文句にして求人をかけている。ちょっと今も見たら、まだそのページは残ってはいるのですけれども、そうですね。そういったところで、こういったものも増えてくるのかなというようなところも感じたもので、実際具体的な生産活動という話もありましたけれども、eスポーツでどのような生産活動を行うのかなということがちょっとイメージができなかったのも、もし区として何か事例として把握しているものがあればということでお伺いしたというところがございます。分かりました。把握はしていないということでもよろしいですね。分かりました。

**○田中委員長**

ほかにご発言ありますでしょうか。

**○大倉委員**

すみません。教えていただければと思いますが、先ほどちょっと質疑の中で、就労継続支援B型で空きがなくて、生活介護から行けない状況があるのではないかというような、就労継続支援B型に空きがなくて生活介護から行けないのではないかというような委員からのお話があったのですが、実際何かこう就労継続支援B型が、今必要量の見込みなども決まっていないという中で、そこはこれからぜひ必要量については考えていくということなのだろうなと思っているのですが、生活介護の中で生産活動もしているところがあるなどというところで、その辺の、一般就労に向かってどんどん自立していったほしいという中で、どのくらい生活介護の生産活動や、あとは就労継続支援B型の空きがない状況などというものが把握されているのかなということが分かれば教えていただきたいです。

**○松山障害者支援課長**

就労継続支援B型については、空きがない状況ではありません。ただし、実際のご希望する作業とマッチするかどうかということ、全ての方のご希望にかなえられない状況があることは事実でございます。

**○大倉委員**

分かりました。あと生活介護の生産活動もあるということだったのですが、どのくらいあるのか教えていただきたいということと、あと、例えば希望があれば、希望しているものと空きがマッチしないとか、希望が多いところには当然人が集まるということなのだと思うのですが、そうすると、先ほど言っていた新たなメニューなどを増やしなからというところにつながるのかなというところであるのですが、ちなみに空きがあるような作業の内容などは、どのようなものがあつたりするのですか。

**○松山障害者支援課長**

まず生活介護につきましては、生産活動は必須ではございません。ご希望に応じて、それぞれ個別のプログラムの中で行っております。それぞれができる能力に合わせて行っているところでございます。それはそれぞれの利用者の方のご希望、モチベーションを含めて、事業者側で提供をしているところでございます。

例えばぐるっぽのカフェレストランは、最初定員20名で設定していましたが、令和6年度末で8人でございます。そういったカフェレストランで働きたいというご希望の方は少ないように感じますが、そことのマッチングでございます。やってみたいというメニューが多くなれば、その事業者にまた複数展開をしていただくようなことはお伝えはしております。

**○田中委員長**

ほかご発言ありますでしょうか。

ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和8年陳情第3号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言願います。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

**○えのした副委員長**

本日結論を出すで、不採択です。

理事者からの説明もございましたが、利用者の個別の状況に配慮されて支援をしておりますし、K i t a r a、新しくできた、こちら東京都の共同受注窓口へも登録をして、既に大口の注文も引き受けていると。また、事業者も様々、新たな作業ニーズ、こちらも併せてやっていただいております、新しいところだと、動画作成や音楽作成ですか、サービスメニューも伝えて、事業者の誘致をされている。設置数も利用者数も増えているということで、私も実際地元の地域に先日、まだ運営はこれからだと思うのですが、就労継続支援B型の事業所ということで、入り口に、もう既に、何というのですか、看板というものが出ていて、ああ、増えているなということを実感しているところでもあります。

#### ○大倉委員

この陳情に対する態度としては、本日結論を出すということで、不採択でお願いいたします。

この陳情にあるように、質の高い訓練ということで、今もお話いろいろと聞きましたが、非常に多くのメニューをそろえながら、利用者の希望が合う合わないもありながら、当然モチベーションもというお話でしたけれども、その中でできるだけ、様々選択肢が多いほうがいいということではあると思いますので、そうした選択肢を増やしながら取り組んできているということでありました。

交通費や事業所の送迎の部分があまりあれだったのですが、他区で交通費出しているところなどはまだ把握されていないなどというお話だったので、このようなことも含めて、あと実情が、まだ把握ができていないところでは、就労継続支援B型の必要量など、この辺ぜひ区としても進めていっていただきたいなと思うものの、今できることをしっかりとやっていっていただいているということで、不採択でお願いします。

#### ○あくつ委員

本日結論を出すで、不採択です。

やり取りを聞かせていただいて、今回の陳情の趣旨であるところの、定員が減少しているというところは、先ほど課長もはっきりと定員は減少していないということのご説明があって、ただマッチングの問題はありますけれどもというところはありました。それと449人のうち153人が区外、3分の2は区内というところで、例えばどう見るかというところはあると思うのですが、区内でもしっかり取り組まれているということで、共同受注の仕組み、これも始まったばかりですが、K i t a r aで、私も開設してからすぐ、ここへ拝見しに行きましたけれども、うまく稼働し始めているというところ、質の高い就労継続支援B型事業所というところでは、先ほどからもお話あるとおり、動画、音楽、アニメーション制作といった最新の作業、また、さをり織り、草木染め、マスク等の作成ですか、そういったものにも、これも恐らく近年増えてきたというところだと思いますので、まだ途上ではありますし、これはもう絶え間ない、何というのでしょうか、ここに書いてあるとおり、誘致・育成ということになるとは思いますけれども、取り組まれているというところで、一方で公共交通利用者への交通費助成というところが、区も把握をされていないし、そのニーズも把握をしていないというところもあると思うので、そういったところについては、ある意味これから注視をしていっていただきたいなと思いますが、現状では不採択ということでお願いします。

#### ○鈴木委員

本日結論を出すで、採択でお願いしたいと思います。

やはり私は153人も区外の事業所に通わざるを得ないということは、やはりもっともっと区内に必要だと思います。必要量をしっかりと把握して、施設整備に向かっていっていただきたいと思っています。

す。

それから交通費は、やはり障害のある方が就労の場を提供されるのに交通費が出ないということは、私はちょっと障害者権利条約の趣旨からも、これはもう早急に改善すべきではないかなと思います。そしてどれぐらいの方が交通費がかかっているのかというようなことも、ぜひ把握もしていただきたいと思いますし、ぜひ対応していただきたいと思います。

質的なところは、就労支援部会の就労継続支援B型のところで専門的にやっているというようなことなので、そこでさらに進めて、できれば私は就労継続支援B型全体の事業所も含めた形でのレベルアップというようなところでも取組を進めていただきたいと思っています。そのようなことなので、ぜひこのような趣旨で取組を進めていただきたいということで、採択をお願いします。

#### ○吉田委員

本日結論を出すということで、採択を主張したいと思います。

今の鈴木委員と大分重なるところがあるので簡略にしますが、やはり交通費、就労の、何というか、働いているというものだという主張しておきながら、その交通費を出さないということは、もう私は矛盾だと思います。そのような場であるならば、やはり交通費というものはきちんと支給すべきですし、事業所としての運営が厳しいというところがあるのであれば、区としての助成など、そのようなことも考えるべきではないかなと思います。そうか、就労継続支援B型、でも助成しても大丈夫なのか、就労継続支援A型は収入、本人の手元に渡るものは、やはり事業の中から出さなければいけないという制約がたしかできたので、その辺の言い方はちょっと不適切だったら修正していただきたいと思うのですが、やはり就労の場であるというように言っている以上、交通費というものは最低限ではないかなと思いますし、直接ご意見を伺うのでも、やはり交通費のことが多いのです。主に保護者の方なので、すけれども、「おかしいと思いません」と言われます。「働くために通っているのに持ち出しなんですよ」ということは、もう私としてもそのとおりです。それ以外の言葉はちょっと言いづらいというか、それを思いつかないぐらい、やはり就労であるなら交通費の支給はあるべきですし、共同受注の仕組みができたということは評価をいたしますけれども、まだまだこれから発展させる必要があるかなと思っております。その他、これまで粘り強い陳情活動によって少しずつ制度が進んできたことは評価をしておりますけれども、やはりさらに進めるためにも、この陳情は採択としたいと思います。

#### ○やなぎさわ委員

本日結論を出すので、採択でお願いいたします。

採択を主張されている委員とほとんど意見同じなので、やはり働く場を提供する福祉サービスということである以上、交通費の助成は行われるべきだと思います。こういったことが制度のはざまといいますか、抜け落ちていてるところだと思うので、ぜひこういった課題を提示され、陳情者が提示していただいて、これ区でも議論を深めて、部会という話もありましたけれども、区でもしっかり、委員会含めて様々議論を深めて、ぜひ実現に向けて動いていただきたいなど、そういった思いで採択をさせていただきます。

#### ○田中委員長

それぞれご意見ありがとうございました。

それでは、本陳情につきましては、本日結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○田中委員長

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情につきましては挙手により採決を行います。

令和8年陳情第3号、「労働」ではなく質の高い「訓練」のサービス提供ができる就労継続B型事業所を誘致・育成するよう、区に求める陳情を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

○田中委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

---

(2) 令和8年陳情第4号 23区最低の障害者福祉から脱却するために、小山7丁目障害者グループホームの公平公正な入居選考を区に求める陳情

○田中委員長

次に、(2)令和8年陳情第4号、23区最低の障害者福祉から脱却するために、小山7丁目障害者グループホームの公平公正な入居選考を区に求める陳情を議題に供します。

まず、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○田中委員長

朗読が終わりました。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤障害者施策推進課長

私からは、小山七丁目グループホームの入居に関する現状等についてご説明いたします。

まず前提としまして、本施設は民設民営となりますので、運営事業者が主体となって選考基準等を準備していております。一方、区としまして、事業者に対して中重度の方を少しでも多く受け入れること、公平な選考のための基準や、入居に当たっての利用者との面談等を求めているところでございます。それを受けて、事業者のほうで基準の作成、面談の実施等につきまして、準備を事業者のほうで進めているところでございます。

また、利用希望者への説明会の開催も事業者のほうに求めておりまして、事業者は4月に開催する方向ということで、事業者から報告を受けているところでございます。

次に、陳情の理由に記載の開設時期についてですが、以前に当委員会にてご報告したとおり、本年6月を予定しております。開設は都の指定を取る時期かとお尋ねがありますが、おっしゃるとおり指定日をもって開設としているところでございます。開設に当たって区民説明がないとのことですが、当委員会で報告しまして、また、住民説明会も事業者のほうで行いまして、先ほど申し上げたとおり、今後入居希望者への説明会や、地域の方に施設をご覧いただく機会を設けることを事業者に求めまして、調整中ということでこちらも報告を受けております。

また、3ページ目にかけて、都の整備補助に触れられておりますが、こちらも事業者から申請してい

る旨は聞いておりますし、そのような意味では、支援区分にも考慮した入居選考が行われるということで認識しております。

以上のような形で、小山七丁目グループホームにおきましては、6月の開設に向け、支援区分も考慮に入れました、より必要な方が入居しやすい選考の仕組みを区からも求めまして、それに基づいて事業者のほうも準備を進めているところでございます。

#### ○田中委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたらご発言願います。

#### ○吉田委員

これ、割と解決はすごい簡単で、事業者が入居選考基準を出してくれれば、オープンにしてくれれば、一発で解決することだと思うのですけれども、それが一応一番公平な形かなと思うのですが、区からそのようなものは求めないのでしょうか。ぜひ求めていただきたいと思っておりますし、その選考基準を見れば、区の重度を受け入れてほしいというような要望を施設側がきちんと受け入れているかどうかの判定にもなりますので、その点についてまず伺いたいと思っております。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

こちらの施設の入居の選考の基準でございますが、先ほどご説明させていただいたとおり、区のほうでも公平公正なというような形で、様々な状況に配慮した選考を行うようにということで求めておりまして、事業者のほうで、基準の作成、入居選考の方法について、準備、調整を進めているというところで伺っているというような現状でございます。

#### ○吉田委員

準備を進めているということはお答弁があったので、それはとてもよかったと思うのですけれども、やはりそれを公表していただくことが必要だと思うのです。そうすれば、本当に公平公正かどうかは一発で判断できるわけです。だから、もうすごい簡単だと思うのです。選考は事業者に任せているとしても、やはり区がそれ、その事業については区も関わっていることですから、それを求めることは当然ですし、不都合は何もないような気がするのですけれども、その点について、これ随分、私が厚生委員会などに参加するようになるずっと前から、これについては議論があったように思うのですが、なぜ選考基準を事業者に公表を求めないのか、その辺について伺いたいと思っております。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

前提としまして、申し上げたとおり、入居選考基準、事業者が作成して入居選考を行うという形で、区としましては、その選考方法について協議、それから様々な申入れをするという形でございますので、入居の基準自体を最終的に公表するという形については、事業者のほうの判断で行う形かというように認識しております。当然区のほうとしましては、どのようにされるかということは申入れもしておりますので、そのようになったかどうかという形に関しては確認はしてまいります。

#### ○吉田委員

この施設について、区が土地を貸し付けるのですよね。

〔「無償で」と呼ぶ者あり〕

#### ○吉田委員

ああ、そう。無償で。だったら、区がすごい関わっているということなわけで、区が公平公正な立場を取っているということを証明するためにも、事業者は本当に公平公正な選考をしているのだと思いま

す。事業者の立場から見て。でしたら、どのような基準でやっているかということ公表することは何ら事業の支障にはならないし、むしろこのような公平な選考基準を持っている事業者なのだなということで信頼が高まると思うのです。それをなぜ区もそのような理由で事業者に求めないのか、そもそも事業者はそれを公表したほうが、自分たちの事業に対する姿勢が明らかになるし、場合によっては、やはり補助金も今後必要になれば求める権利も出てくるし、基本やはり区としては、重度の人を受け入れてほしいということは言っているわけです。そのとおりの選考基準になっているかどうか客観的に事業者としては証明できるわけですから、それを区としても、命令が無理であれば、このようなメリット、事業上のメリットもありますよ、事業者としての公平性を示すこととなりますよということで求めることはなぜできないのか、ぜひそれをやっていただきたい。やったけれども事業者が拒否したということであれば、では拒否の理由もきちんと聞き取って、せめて厚生委員会には説明していただきたいのですけれども、その点についていかがでしょうか。

### ○佐藤障害者施策推進課長

繰り返しになってしまうかもしれませんが、入居の選考基準、方法等に関しましては、区から申入れ、それからどのような形でされるかという確認は取ってするということで、今後も今調整中の部分、準備中の部分もございますので、確定した部分についても確認はきちんと取ってまいります。一方、事業者が作成した基準を公開につきましては、基本的には事業者において公開等は考慮していただく部分になるかと思いますが、区としましては、内容についてはきちんと確認してまいりますし、当然この事業者、先ほど区が土地無償貸付けというところでありましたけれども、その部分については、運営する事業者を選定するところにおいて、公募の段階でも中重度の障害者が入居可能なグループホームの整備促進に当たってということで、そういった部分について考慮をした提案をいただいた事業者を運営事業者として選定しているところもございますので、そういった部分についてはきちんと確認してまいります。

### ○吉田委員

繰り返しになりますので、それはもう、やはりぜひ選考基準、きちんとした選考をしている、公平な選考をしていると胸を張って言えるのであれば、選考基準を出すことに何ら差し支えはないと思います。隠すというか、公表しないということ自体が、もしかしてという疑いを招いているので、事業者にとっても損なわけです。そのような、きちんと公平公正な選考しているのであれば。選考基準を公表したほうが明らかなだし、区として使用貸借という形かもしれないけれども、経済的な支援をしていることになるわけだから、それをぜひ求めていただきたいと思います。

それからスプリンクラーの設置のことを書いてありますけれども、スプリンクラーは設置していると思われませんがとなっているのですけれども、本当に事業者の言うとおりの支援区分5・6の人たちを入居させるということであれば、スプリンクラーの設置は必要だと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

### ○佐藤障害者施策推進課長

今の2つ目、グループホームとしてそもそも開設する場合に、今委員おっしゃるとおり、区分の重い方、障害の重い方、火災等のときにすぐに避難することが難しいというような状況もありまして、消防の関係で、スプリンクラーの設置というようなところで制度的にあるわけですが、そこに一定、先ほど申し上げた区分4以上の方が8割というようなところだと、スプリンクラーについては設置が必須というような形になってくるようなところで、そこについて東京都のほうでその部分について整備

の補助があるというようなところで、そこについて事業者のほうがその補助の申請をするというところでは、申請をしているということでは聞いていますというところなので、そのような意味でも、この部分について支援区分に応じた入居者のところについては配慮しているというようには認識しているところでございます。

#### ○吉田委員

ちょっと分かりにくかったですけれども、要するにシンプルに言うと、スプリンクラーはつける、東京都のそれを申請をしているということは、支援区分の重い人を受け入れるはずだと。でしたら、あれになりますけれども、その基準を明らかにする、本当に支援区分の重い人を入れていきますよということを明らかにするためにも、選考基準などというものを区として求めることは当然だと思います。もちろん事業認可とか、それからスプリンクラーの設置を認めるというか、そのお金が出るということは東京都が決めることかもしれませんが、やはりそれを適正に使っている事業者だということを明らかにするためにも、ぜひ入居選考基準を明らかにしていただきたいと思います。

ここに言ってしまうで大丈夫かなと思うのですが、陳情の理由の中に、出石つばさの家のときに言われたわけです。通院等介助はできませんよというように言われて、そのときに不満そうな顔をしたということはすごい主観的な価値判断で全然客観的な理由にはならないかなと思うのですが、体験入居もさせなかったということであれば、これはもう不誠実なやり方としか言いようがないかなと思うのですが、この事実については、どのようにお考えでしょうか。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

入居基準についてのお話等でございますけれども、こちらもし繰り返してしまっていますが、入居選考の選考基準等につきましては、きちんと区のほうで確認をしておりますというところで、こうした内容を区のほうで公表するかということに関しては、まずは事業者のほうでどのような形で出されるかといったところを確認をまいりたいと思っております。

それから陳情のほうに記載のあります、入居の不可についての経過といいますか、事例でございますけれども、このとおりの事例というところでは、こちらで確認できているものではございませんので、今回小山七丁目グループホームに関しましては、改めまして、先ほど申し上げたように、入居の説明会、それから面談等行ってまいりますので、そういったところで適切に対応するよう事業者にも確認をしていきたいと考えております。

#### ○吉田委員

これ以上やり取りしても繰り返しになると思いますので、ここでやめますけれども、やはり選考基準、区が関わっている以上、選考基準というものを区の責任として明確にしていくことが、品川区の障害者福祉に対する区民からの信頼にもつながると思いますし、使用貸借である以上、絶対それは、区の資産といっても結局は区民の資産なわけですから、そこは強く求めていただきたいと思いますし、やはりルールとして使用貸借なり、そのような、何というか、ある意味では区費を入れることになるわけです。そのようなことについては、やはり事業者に一定の義務というものは求めてしかるべきかなと思っております。

#### ○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

#### ○鈴木委員

1つ、この3ページが一番上にある東京都の整備補助の加算を受けていけば、支援区分4以上を8割

以上にすることが必須ということで書かれていて、本当にそのような制度になっていると思うのですけれども、ということは、ここの施設は区分4以上を8割以上になる、そのような施設ということで考えていいのでしょうか。そのようなことになると、体制強化支援事業なども受けると、その後の運営などもずっと回していく、ずっと東京都の補助が出るというようなことになると思うのですけれども、そのようなことも含めて区分4以上が8割以上ということになるのか。そして、そうなったときの職員体制というものはどのような状況になるのか、その点についても教えてください。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

まず、陳情のところに記載の東京都の整備補助の加算、それから支援区分4以上が8割というようなことですが、基本的には記載のとおりというようにはなりますが、どの時点でというようところの確認、これから入居、応募等受けてまいりますので、そこでの確認等をどのような形で東京都が行うのかというところまでは、私どもでもちょっと確認ができておりませんが、基本的には、最終的にはこの支援区分4以上8割というところの加算について申請しているという状況で、そこに配慮した形での入居選考等を行っていくというような認識になりますというところになります。そのような意味では、委員おっしゃっていただいた、その後の加算等につきましても、どういった形でされていくかといったところはまだ事業者から報告は受けていないところでございます。

それから職員の体制につきましても、今のところ職員募集中のところ等もございしますが、現在、一応事業者のほうで調整しているところでは、常勤5名、非常勤5名程度を目安に、今、法人内での調整や採用活動等を行っておりまして、開設に向けて準備を進めているというところで聞いております。

#### ○鈴木委員

そうすると、かなり重度の方が入れるということになってくるのかなと思うのですけれども、常勤5、非常勤5の専門職の、どのような専門職が何人なのかということも教えていただけたらと思います。医療的ケアの方も入れるグループホームになるのか、そうした場合の職員配置というものもどうなっていくのか、それから、施設の対応というのものも、医療的ケアの方を受け入れられるような、そのような施設の仕様になっているのか、その点についても教えてください。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

まず施設のほうとしましては、医療的ケアの対応が積極的にできるような状況ではないというところになります。状態や医療的ケアの種類等によって、場合によってはお受けできる場合もあるかもしれませんが、基本的には難しいというところでの施設、そのような意味では、職員の体制もまだ専門職等の具体的な配置等については、こちらのほうも確定のところは伺っておりませんが、通常のグループホーム、知的障害者対応のグループホームで想定される形の介護福祉師等について、事業者のほうで準備を進めているというように聞いています。

#### ○鈴木委員

あと、先ほど4月に説明会で6月開設ということのご説明だったと思うのですけれども、6月開設するのに当たり、4月に説明会では、あまりに期間が過ぎ過ぎて、その説明会を受けて検討するということになると思うのですが、もっと早くに説明会をやらないと、検討する時間というものもしっかりと取ることができないのではないかなと思うのですけれども、その点はどうか考えられるのか、もっと早くにできないのかということをお願いしたいと思います。その辺のところもしっかりと区が絡んでやっていただきたいと思います。

それと、先ほどからの入居選考基準なのですけれども、これは本来区がつくって、これでやってくれというようにするべきなのではないかとずっと思っているのですが、区としては、なぜそのような入居選考基準をつくって、それを公表して、これに基づいて公平公正にやっていますよという、そういう仕組みにするべきなのではないかなと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。特別養護老人ホームなどであれば、民設民営でも品川区の基準で、入所調整会議で全部やっていると思うのです。そのような形で障害のグループホームの入居者も決めたほうが、皆さんが納得いくのではないかなと思うのですけれども、その辺のところは、何かそのようなものに、何というのですか、支障があるのかどうか、その考え方についても伺いたいと思います。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

まず、開設時期と説明会の関係でございますけれども、こちら順を追いますと、4月に説明会させていただいて、それから見学等も行っていただき、5月に面談で6月から入居、もしくは体験等が開始するというようなところで設定しているというようになっております。こちら事業者のほうで、開設時期は6月なわけですけれども、その時点で入居が随時入っていくというようにところで想定されている中で、準備、建物ができてから、先ほど申し上げた見学等も含めましてのスケジュールを立てていく中で、そのような形で決定したというところです。こちらにつきましては、周知、それから利用者がそちらを確認してから申し込む段階につきましても、無理のないスケジュールといいますか、手続の手順が踏めるように設定しているというように聞いておりますし、その部分については、いま一度区のほうとしましても、利用したい方が時期の関係で諦めざるを得ないというようなことにならないようには、きちんと確認をしてみたいと考えます。

それから、入居に関してですけれども、グループホームにつきましては、こちらの区が土地を貸す案件、こちらについては事業者のほうで、最初の、冒頭の説明でも申し上げたとおり、民設民営というところで入居の選考の方法自体について事業者のほうで決めていくというようにところで、そこに区が協議の上決定するというようなことでさせていただいております。こちらについては、来年度、また後半で開設を予定しております戸越四丁目のホームについても、同様のところで予定しているところでございます。こちらにつきましては、区内のほう、その他グループホームの状況等も踏まえまして、入居の選考方法等について検討したところで、区のほうとしましても、こちらの整備の案件につきましては、このようにさせていただいたところです。

#### ○鈴木委員

説明会なのですけれども、4月に説明会をやるということなのですが、その前にその地域に対して説明会というものを今までやってきたと思うのですけれども、最終はいつ説明会されましたでしょうか。その住民説明会、第4回が令和5年の1月21日のものは、資料としてホームページにも公開されていたのですが、それ以後、最終に説明会をやったのはいつ頃なのか、その対象になる障害の方々、我がこととして考えるときに、検討したいと思うときに、考えられるための説明会というものがされていないのではないかなと思うのです。そのような点で、対象になる人が広く説明を受けるという機会は、事業所がやるとしても、区としてもそれは設けることが必要なのではないかなと思うのです。それが4月に初めてということだと、すごぎりぎりという感じではないかなと思うのですけれども、最終の説明会がいつなのかも教えていただきたいと思います。

それからもう一つ、入所選考基準、それは事業者任せという感じで、事業者ごとに選考基準というものを決めるというのが今の区のやり方ですね。そうすると、小山七丁目は小山七丁目の事業者、それ

から今度、戸越四丁目は戸越四丁目の事業者というような形になって、本当にそれが公平性、公正性、透明性も含めての、そのような基準と言えるのかどうなのか。その検討というものも区が行うということなのですか。それであれば、なぜ区自らがその選考基準をつくらないのかなということがちょっと理解できないのですけれども、その点と、それからあと、その基準も公開するかどうかということは事業者が決めるということで先ほどあったと思うのですが、土地を無償で貸すわけですから、それは品川区がこうやってくださいというように言うことは、権限は十分あると思うのです。それなのに、なぜ公開するかどうか事業者の自由のような感じで、事業者任せというように、そういう態度なのか。しかも、それはもう公開してくださいというように、当事者、家族の皆さんが思っているわけではないのですか。それに応えて、公開はぜひするようにということを区が求めるべき、本来であれば区がつくってこのような基準でやってくださいというものであるべきなのではないかなと私は思うのですけれども、その辺の考え方についても改めて伺います。

### ○佐藤障害者施策推進課長

まず説明会ですけれども、最後に行ったという意味では、工事が着工する前の形で、地域への住民説明会という形では昨年の7月に実施したというところがございます。今回、利用に当たってというところにおいては、これまで様々な形で、説明会ということでは実施はしていない部分もございませけれども、先ほど申し上げたような形での委員会への報告や、様々な区の新年度の事業の発表というところでは、グループホームがいついつ開設予定というところなど、障害福祉計画等も含めて、様々な記載はしているところがございます。それで、改めて4月に、建物ができたというような状況もございしますので、そちらをご覧いただいた上で、見学等も含めまして、申込み等を検討いただいとところで、繰り返しになりますが、4月に説明会、5月に見学や面談というように形で、開設が6月というところ、そこに入居の方が随時決まっていくというところなど予定しているところがございます。

それから、入居に関する選考方法についてでございますけれども、こちら運営事業者のほうで、そもそも選考方法につきましては、運営事業者が主体となって決めていくというところ、こちらに対して、区としましては中重度の受入れなど、そういったところを考慮して決めてもらうといったところの、区のほうで協議を入れて決定するというような形をお願いしているところがございます。一応選考基準、今回つくっている、準備をしている状況でございますので、こちら、もう公開することについては、この事業者の最終的な判断ということはありませんけれども、当然公平公正にというところ意識してございますので、求められた場合に、きちんと外向きに公開、説明できるようにというところは、区としても求めることができようかと思えます。その部分については、改めて事業者のほうに、その選考基準、公平公正だということが確認できるような形で、外向きにお出しできるように申し入れ、検討はするように努めてまいりたいと思えます。

### ○鈴木委員

ぜひ今回はしていただくように、強力に区のほうから、土地を無償で提供しているわけですから、ぜひ求めてください。よろしくをお願いします。

それと説明会なのですけれども、去年の7月にやったというものは工事説明会ということで、工事説明会というものは、もう本当にどこからダンプカーが来て、どこでどのような工事をやりますよというようなことなので、その施設の説明とは全く違うのです。そのような点で言えば、このようなグループホームというものは、出石のときも16名の定員に87名が、5.4倍の方が応募するというくらい、

すごく待ち望まれている施設なわけです。そういった意味からいえば、やはり本当に、何というのか、こここのところというものを知らなくて申し込めなかったなどということが絶対ないように、やはりもっと早い段階で、このような施設が今つくられています、間もなくできますというようなところでの説明会、だから希望する方は申し込んでくださいという、そのような形での、何というのですか、事業者側からだけの、この4月、5月、6月という、そのような設定だと思っております。もっと利用者の側から、この説明会や、もっと考えられる時間をしっかりと検討できるぐらいの、そのような説明会というものを、やはり無償で土地を提供している区からも言っていたらいいと思いますし、これから戸越四丁目のグループホームもそのような方向で流れていくと思いますので、戸越四丁目のところにはこのような形でぜひ進めていただきたいと思うのですが、最後いかがでしょうか。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

まず、おっしゃったように4月説明会というところですが、3月にもうすぐ入るところでございますけれども、相談支援事業所などや連絡会等について、周知というようなところは考えているところがございます。そういったところで、必要な、必要な方というのですか、にも情報として、前もって行くような形のところの調整は進めているところはございます。

ただ、とはいえ、今委員おっしゃっていただいたところ、どのようなところから情報を入手するかという部分については、限られた方々もいらっしゃるかと思います。そういったところについては、情報がくまなく行き渡るように、次の案件もございますので、そこに向けて、今回の状況を踏まえまして、よりよく皆さんに情報が伝わるように、見直しというものは進めていきたいと考えております。

#### ○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

#### ○やなぎさわ委員

民設民営とはいえ、区が無償で土地を貸与している以上、やはり入居者選考基準の公表が一番シンプルだと思うのですが、それは求めるという前提でお伺いしますが、今回、東京都の整備助成の加算が入っていて、支援区分4以上の方が8割以上が必須だということになっておりますし、当然8割以上入らないと法令違反ということになるわけで、これはもちろん区としても、一応確認ですけれども、開設後に支援区分4以上の方が8割以上いるなど、そういったところをしっかりと確認して、もちろん違反がないようにということでもしっかりと調査をするというか、ということはお約束していただけるか伺います。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

こちら当然都の整備補助という部分については、制度で決まっているところがございます。あと最初に冒頭でもありましたけれども、今回、この運営事業者を選定するに当たっても、事業者のほうからの提案で、支援区分の目安としての入居の人数等も聞いているところがございますので、そういったところも踏まえて、入居の結果、それから応募状況が、もちろん待ち望んでいただいている施設だと思っておりますので、埋まっていく状況になっていこうということはありますけれども、そういったことも踏まえて、入居の状況、それからその方々の状況というものは確認をして、報告は続けていきたいと考えております。

#### ○やなぎさわ委員

確認できました。

あと、すみません、ちょっと別件なのですが、3ページのところで、人口10万人当たりの支

援区分5・6のグループホーム入居者数というものがデータとして出ております。これを見ると、23区の中で江戸川区が不明というところで、22区の中で見ると、支援区分5・6の障害者の入居者数で施設がない中央区、これ0.0になっていますけれども、それが一番最下位だとすると、その1個上が1.2、10万人当たり1.2の品川区ということになって、一番多い杉並区は15.5で、平均してもこれ8ぐらいということを考えて、相当低い数字だなと思うのですが。これ令和6年9月ということなのですが、現在の見込み、今設置要求された、開設予定で見込みなども含めて、もし数字で分かれれば、今この1.2という数字がどれぐらいなのかということが、大体でもいいのですけれども、どれぐらいのところに入りそうなのかということ、少し分かれればお教えいただきたいのですが、いかがでしょうか。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

まず、この令和6年9月の区議会事務局の調査ということでさせていただいていますが、こちら調査したのは多分令和6年9月で、実際のこの数字の根拠自体は令和5年の数字ということで調査されたのかなというところで認識しているところでございます。そのような意味では、この後に出石つばさの家が開設されたというところもございまして、支援区分5以上の方というところも、入居者数としては増えている状況かと思えます。直近の数字というものを、申し訳ありません、持っていないのですけれども、この後、それから今回の案件も含めまして、中重度の方の入居を進めていくというところもございますので、支援区分6というものはなかなか、かなり重度の方になりますので、グループホームのほうにご入居いただいて生活できるかということはあると思いますが、あとは他区の状況というものはこちらのほうも把握できていないところはございますが、この数字からは増えている状況、また今後も、ここについては増えていくというようところで進めているところでございます。

#### ○やなぎさわ委員

ありがとうございます。出石つばさの家が開設されたというところで、恐らく数字は上がってくるとは思うのですけれども、それほど物すごい数字が跳ね上がるほど、恐らく7人や8名ぐらいの入居だったと記憶しておりますので、そう考えると、やはり全体的にまだまだ不足感があるなというような認識は、区のほうでされているということよろしいでしょうか。グループホームについて。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

そうですね。先ほど別の案件でもございましたけれども、施設のニーズ、必要量等については様々把握をしていって、計画を立てたいというところではございますが、グループホームにつきましても、今回区で整備を予定している案件、これでニーズが満たされたということではないということは感じているところでございます。とはいえ、今の形のところで、重度の方はなかなかすぐに進まないというところもあるかと思えますので、今、ほかの区等でもございますけれども、日中サービス支援型や新たなタイプのところも含めて、開設等につきましては、民間の誘致も含めまして、検討してまいりたいと考えているところです。

#### ○やなぎさわ委員

課題を持っていただけるというところは確認できました。ぜひ積極的に進めていただければと思います。

#### ○あくつ委員

ありがとうございます。私からは1点だけ、皆様のお話を伺っていて、今回の陳情の趣旨である公平公正な入居選考を行うよう求めてくださいというところについては、区のほうで十分に求めているとい

う認識を受けましたが、この方のご心配というものは、今までの例であったように、思ってもいないような結果になってしまう。重度の方が入れないような結果になってしまったときに、ほら見たことかということが一番恐れているということだと思っております。ただ、区がこれだけ求めている、運営事業者の側もこれだけ言っていて、先ほど東京都の縛りもある。縛りといっても、これいろいろな条件の下でつくってしまったものはどうすればいい、返せという話になる、それだけの話なのかということもあると思うのですけれども、もし万が一そうなってしまった場合、品川区としてはどのような対応を取るのかだけ、最後確認させてください。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

応募状況も含めて今後どうなっていくかということではございますが、最大限障害の重い方等には配慮して進めていくということではございますので、ここについて申込み、応募があったのに多数の方が万が一入れないというような状況があるというようなところで、そうなった場合については、なぜそうなっているのかというようなところも含めてきちんと確認し、対応の是正等も含めて、きちんと確認していきたいというところではございますが、まずは現況、選考方法についてきちんと確認して、それが適切に行われるように、区のほうとしましては進めていきたいというところではございます。

#### ○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和8年陳情第4号の取扱いについてご意見を伺いたいと存じます。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言願います。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

#### ○えのした副委員長

本日結論を出す。

ひとまず民設民営ですので、運営業者が選考する。そもそもの区が選考するわけではありません。とはいえ、区は事業者に対して、公平公正に利用者との面談や、もちろん中重度の方も入れるように求めています。また、この開設時期が遅れるということも、利用者に対しても地域でも、住民説明会をこれからもしていくということですし、支援区分も考慮に入れて選考を求めていくということです。不採択です。

#### ○大倉委員

本日結論を出すということで、不採択でお願いいたします。

今のこの陳情の中でもあります、課長の答弁では、支援区分5・6が3名から4名程度ということや、あと東京都のほうの支援区分4以上が8割になるようというところで、今東京都の加算を受けてやっていくというところでは、区としても、重度の方がしっかり受け入れられるようにということでは進めているのだということであると思っておりますし、今お話を様々、委員間でしているものを伺った中で、区のほうも十分に、入居者選考基準についてはしっかりと区のほうにも提示を求めるし、公表についても検討を投げかけていくというお話だったと思っておりますので、不採択ということでお願いします。

#### ○あくつ委員

本日結論を出すので、不採択です。

内容については先ほど確認させていただきましたが、区が入居選考基準の作成はしませんということ

ろで、民設民営であって、それは運営主体者がしっかりやるものですというご説明で、先ほども、繰り返しのようになってしまいますけれども、幾つかもう区としてもやるべきことはやっているのですというご説明があって、このような縛りもあって、運営事業者からのお話もあって、その上で、もし何か違う結果が出るのであれば、当然応募状況はあるという前提ですが、そのときは、先ほど私の課長のご答弁では、区が責任を持って対応するというふうに私には聞こえましたので、そのように受け止めさせていただきました。そのような意味では、陳情の趣旨の入居選考基準を作成するということは沿えないというところで不採択というようにさせていただきます。

#### ○鈴木委員

本日結論を出すで、採択でお願いしたいと思います。

本当に入居選考基準は本来区がつくって、公平公正に、そして透明性を持ってやっていただきたいと思います。今回事業者がつくっていて、区も一緒に協議をしながら進めているということですので、なるべく早くに公開をしていただきたいということで、お願いをしておきたいと思います。

あと説明会なども、本当にもっと早くに当事者、家族の立場に立って、もっとしっかりと説明会もやっていただきたい。4月に説明会ということですがけれども、4月ということで決まってしまうのであれば、4月すぐにやっていただきたいということで、お願いをしておきたいと思います。

そして重度の方がしっかりと入れるような、そのようなグループホームにしていきたいと思えます。

#### ○吉田委員

本日結論を出すということで、採択でお願いいたします。

意見は言いましたので、お分かりいただいたと思うのですがけれども、やはり本来使用貸借をさせるということは、区としても推進するという意思だと思うのです。使用貸借をしている以上、やはり区が選考にも責任を持つということで選考基準は持つべきですし、事業者がということであれば、公表をさせるべきだと思います。選考基準も曖昧なまま事業者の判断に任せるということは、私は区の土地を使わせる事業としては不適切かなと思いますが、このたびスプリンクラーをつけるというような事業になるということですので、これはもし重度の人を入れなかったら返還義務が発生すると思います。それをきちんと今後も、区としてもきちんと見守っていただきたいと思えますし、もし事業者のほうでそれがかなわないというか、できないようなことであれば、強力に、指導という言い方が適切なかどうか分かりませんが、支援になるのか分かりませんが、区としてもしっかり見ていていただきたいということは要望して、採択を主張したいと思います。

#### ○やなぎさわ委員

本日結論を出すで、採択でお願いいたします。

開設後はしっかり支援区分4以上の方が8割いる等も含めて、区が関与していただけるということは確認できましたけれども、そもそもその入居の前の選考基準の時点で、やはり基準を公表するということが一番シンプルだと私も思います。民設民営という形式は今後も増えてくるのではないのかなと、区内の様々な施設において。そうなったときに、やはり区が、そうやって土地を貸与したりなどということをしている以上は、もちろん区としても様々な条件をつけたり、要望を出したりということはしなければいけないというか、すべきことだと考えております。この一例にとらわれず、こういったことが、同じような類似のことが発生しないためにも、公表基準、入居者の選考というものをしっかりと公にするということを進めていく必要があるのではと考えております。

○田中委員長

それぞれありがとうございます。

それでは、本陳情につきましては結論を出すところのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

では、本件は本日結論を出すことに決定をいたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については挙手にて採決を行います。

令和8年陳情第4号、23区最低の障害者福祉から脱却するために、小山7丁目障害者グループホームの公平公正な入居選考を区に求める陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○田中委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件および請願・陳情審査を終了いたします。

---

3 その他

○田中委員長

最後に、予定表3、その他を議題に供します。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、厚生委員会にかかわる項目について一般質問をなされたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と質問内容をこの場でお願いしたいと思います。なお、本会議での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日この委員会で理事者からご答弁いただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

それでは、いらっしゃらないようですので、以上で一般質問に係る所管質問についてを終了いたします。

ほかにその他で何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時からの開会でございます。

これもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午後4時01分閉会